

第6章

福島第一原子力発電所事故への対応

第6章 福島第一原子力発電所事故への対応

第1節 農林水産部における放射能対策の概要

東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質汚染によって、農林水産物の出荷停止や風評被害による販売額の減少等が発生した。

農林水産部では、県が定めた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」に基づき、農業・林業・水産業の各分野で放射能対策を迅速かつ確に取組めるよう体制を整え、農林水産物の放射性物質検査や損害賠償に関する支援等に取り組んできた。

1 農林水産部における放射能対策の体制

東日本大震災に係る農林水産関係被害の復旧・復興対策を迅速に進めるため、平成23年4月25日に農林水産部内に復興推進本部を設置し、同推進本部内に農業・林業・水産業各分野のプロジェクトチーム会議（PT）を設置、さらに平成23年6月3日に放射能PTを追加設置し、具体的な対策の協議・調整を行った。

平成24年度からは、農林水産各分野の放射能対策を各分野PTにおいて協議・調整を行い、農林水産部全体に係る放射能対策については、放射能対策PTで行うこととした。

表 農林水産部内関係課の役割分担

部総括 ※1	分野	総合調整 ※2	担当課	主な放射能対策
農林水産 政策室	農業	農業振興課	農林水産経営支援課	金融支援
			食産業振興課	食品検査の総括※3、販売支援
			農業振興課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			農産園芸環境課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			畜産課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			農村振興課	検査、損害賠償
			農村整備課	検査、損害賠償
	林業	林業振興課	農林水産経営支援課	金融支援
			食産業振興課	食品検査の総括※3、販売支援
			林業振興課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
			森林整備課	放射能対策支援
	水産業	水産業振興課	農林水産経営支援課	金融支援
			食産業振興課	食品検査の総括※3、販売支援
			水産業振興課	検査、損害賠償、技術支援、試験研究
水産業基盤整備課			検査、損害賠償	

※1 部総括：農林水各分野で実施している放射能対策の状況把握を行う。また部の対応のまとめを行う。

※2 総合調整：各分野で実施している放射能対策の状況把握、関係課との調整、対策の検討を行う。

※3 農林水産物全般の食品検査に係る総合調整は食産業振興課が行う。

表 プロジェクトチーム会議の構成

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

区分	農畜産業・農地対策 PT	林業・治山対策 PT	水産業・漁港対策 PT	放射能対策 PT
リーダー	農林水産部次長 [農業]	農林水産部次長 [林業]	農林水産部次長 [水産]	農林水産部次長 [農業]
	農林水産部次長 [農業農村整備] 農林水産部次長 [畜産]		農林水産部次長 [漁港]	農林水産部次長 [農業農村整備] 農林水産部次長 [畜産] 農林水産部次長 [林業] 農林水産部次長 [水産] 農林水産部次長 [漁港]
チーム員	農林水産総務課 技術補佐 (総括担当)	農林水産総務課 技術補佐 (総括担当)	農林水産総務課 技術補佐 (総括担当)	農林水産総務課 技術補佐 (総括担当)
	農林水産政策室 室長補佐 (総括担当)	農林水産政策室 室長補佐 (総括担当)	農林水産政策室 室長補佐 (総括担当)	農林水産政策室 室長補佐 (総括担当)
	農林水産政策室 技術補佐 (総括担当)	農林水産政策室 技術補佐 (総括担当)	農林水産政策室 技術補佐 (総括担当)	農林水産政策室 技術補佐 (総括担当)
	農林水産経営支援課 技術補佐 (総括担当)	農林水産経営支援課 技術補佐 (総括担当)	農林水産経営支援課 技術補佐 (総括担当)	農林水産経営支援課 技術補佐 (総括担当)
	食産業振興課 技術補佐 (総括担当)	食産業振興課 技術補佐 (総括担当)	食産業振興課 技術補佐 (総括担当)	食産業振興課 技術補佐 (総括担当)
	農業振興課 技術補佐 (総括担当)	-	-	農業振興課 技術補佐 (総括担当)
	農産園芸環境課 技術補佐 (総括担当)	-	-	農産園芸環境課 技術補佐 (総括担当)
	畜産課 技術補佐 (総括担当)	-	-	畜産課 技術補佐 (総括担当)
	農村振興課 技術補佐 (総括担当)	-	-	農村振興課 技術補佐 (総括担当)
	農村整備課 技術補佐 (総括担当)	-	-	農村整備課 技術補佐 (総括担当)
	農地復興推進室 技術補佐 (総括担当)	-	-	-
	-	林業振興課 技術補佐 (総括担当)	-	林業振興課 技術補佐 (総括担当)
	-	森林整備課 技術補佐 (総括担当)	-	森林整備課 技術補佐 (総括担当)
	-	-	水産業振興課 技術補佐 (総括担当)	水産業振興課 技術補佐 (総括担当)
	-	-	水産業基盤整備課 技術補佐 (総括担当)	水産業基盤整備課 技術補佐 (総括担当)
-	-	漁港復興推進室 技術補佐 (総括担当)	-	
事務局	農業振興課／畜産課 ／農村振興課	林業振興課	水産業振興課	農林水産政策室

関係機関	地方振興事務所／地域事務所 ・農業振興部 ・畜産振興部 ・農業農村整備部 ・林業振興部 ・水産漁港部 技術次長 (総括担当)
------	---

※各部門にワーキンググループを設置し、検討課題等に対応

2 農林水産部内の測定機器の設置状況

下記のとおり放射性物質濃度及び放射線測定機器を設置し、検査等を実施した。

表 放射性物質濃度測定機器

(平成28年3月31日現在)

機器の種類	精度	形式	用途	設置場所	台数	担当課
ゲルマニウム半導体検出器	精密	固定	農林産物	産業技術総合センター	1	新産業振興課 (食産業振興課)
			農林産物	古川農業試験場	1	農産園芸環境課
			水産物等	水産技術総合センター	1	水産業振興課
NaI シンチレーションスペクトロメータ	簡易	固定	農林産物等	各地方振興事務所	6	食産業振興課
			農産物	亘理、美里、本吉農業改良普及センター	3	農業振興課
			林産物等	林業技術総合センター	1	食産業振興課
			水産物等	各魚市場、加工組合(市町)等	10	水産業振興課
				気仙沼水産試験場	1	
				内水面水産試験場	1	
			牛肉(仙台市)	仙台市食肉市場	3	畜産課
			牧草等	畜産試験場	1	
					各家畜保健衛生所等	6
			土壌等	農業・園芸総合研究所	1	農産園芸環境課
古川農業試験場	1					
				計	37	

表 放射線測定機器

(平成28年3月31日現在)

機器の種類	形式	用途	設置場所	台数	担当課
NaI シンチレーションサーベイメータ	携帯	稲わら、牛体、堆肥測定等	各家畜保健衛生所等	9	畜産課
			畜産試験場	1	
			畜産課	1	
		農地・作業空間線量管理	各農業改良普及センター	24	農産園芸環境課
			農業・園芸総合研究所	1	
			農産園芸環境課	1	
森林空間	林業技術総合センター	2	林業振興課		
GM 管式サーベイメータ	携帯	きのこ用原木及び木製品等	林業技術総合センター	3	林業振興課
			各地方振興事務所	7	
			林業振興課	1	
CsI (Tl) シンチレーションサーベイメータ	携帯	森林空間	林業技術総合センター	1	林業振興課
			各地方振興事務所	7	
			林業振興課	1	
簡易型放射線測定器	携帯	森林空間	森林整備課	2	森林整備課
			林業技術総合センター	1	
			各地方振興事務所	7	
			計	69	

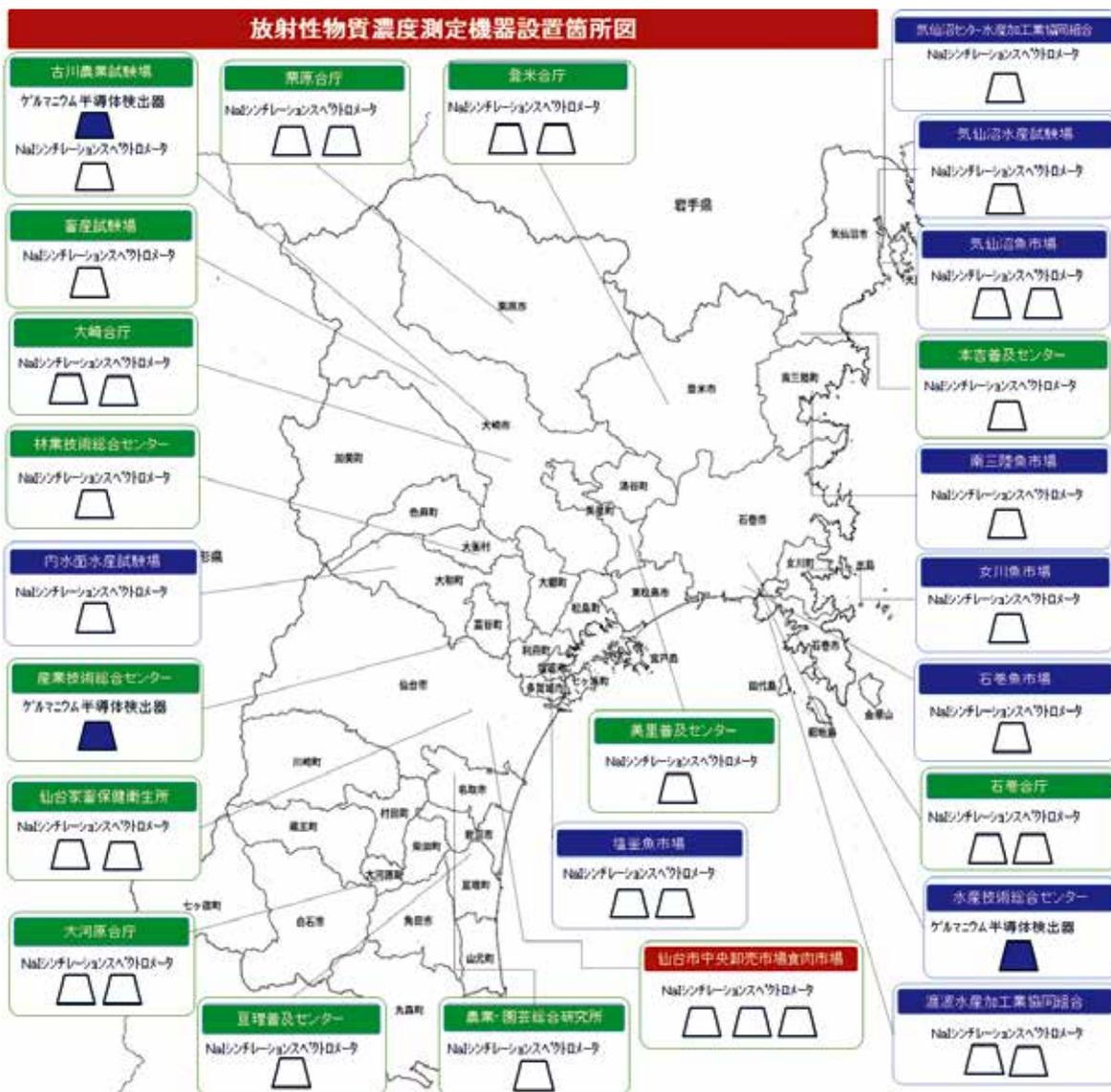


図 農林水産部が所管する放射性物質濃度測定機器の設置箇所（平成28年3月現在）

3 農林水産物関係の放射性物質検査の実施

(1) 農林水産物関係の放射性物質検査の概要

ア 厚生労働省通知による県の検査計画策定等

H23.3.17 「食品衛生法」の観点から、厚生労働省通知「放射能汚染された食品の取り扱いについて」（食安発 0317 第3号）で”暫定規制値”が示される（一般食品 500Bq/kg、原乳 200Bq/kg）。

H23.3.23 ①厚生労働省通知「農畜産物等の放射性物質検査について」（食安発 0323 第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（以下「厚生労働省通知」という。))により県に対して検査の実施が依頼される。これを受け、県では「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し検査を実施している（毎年度改定）。

H23.4.4 ②原子力安全対策本部（本部長：内閣総理大臣）から、検査のガイドラインとなる「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示される（毎年度改定）。

H24.4.1 放射性物質の新たな基準値（一般食品 100Bq/kg、原乳 50Bq/kg）が設定される。

H24.2.28 ③農林水産省ガイドライン「米の作付等に関する方針」が示される（毎年度改定）。

【牛肉の出荷制限と検査】

H23.7.28 県内の肉牛について出荷制限指示

H23.8.19 ④県の定めた出荷・検査方針に基づき管理される牛の場合について、出荷制限が解除される。
(→肉用牛全頭検査の実施)

表 農林水産物関係放射性物質検査の概要

	検査品目等	区 分	検査時期
食 品	野菜、果物、林産物、水産物等	国の検査ガイドライン及び「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に基づく検査 (①、②)	毎週
	原乳		毎週 (～ H26) 1回 / 2週 (H27～)
	穀類 (米、麦、大豆、そば)	国の検査ガイドライン及び「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に基づく検査 (①、②、③)	収穫時
	牛肉	県の「出荷・検査方針」に基づくと畜場出荷牛の全頭検査 (①、②、④)	と畜場出荷時
非食品	食べ物を育む環境の検査 (飼料、堆肥、きのこ原木、木炭、土壌など)	各所管省庁通知及び「宮城県放射線・放射能測定実施計画」(①)に基づく検査等	随時

表 農林水産物 (食品) 検査の根拠法令

	検査等の根拠	執行日等
原子力災害対策特別措置法	(第20条第2項) 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。	厚生労働省医療食品局食品安全部長が関係都道府県知事に対し、平成23年4月4日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、農畜水産物等に係る放射性物質検査の検査計画策定及び検査実施を依頼
食品衛生法	(第3条) 食品等事業者 (食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。) は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装 (以下「販売食品等」という。) について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	平成24年4月1日から食品衛生法の基準として設定

イ 放射性物質検査の実施体制等

農林水産部においては、下記のとおり実施体制を整え、農林水産物等の放射性物質検査を実施した。

表 放射性物質検査業務における関係課の所掌事務

課及び担当班名	所掌事務
食産業振興課 食産業企画班	検査実施に係る部内総括、環境生活部及び経済商工観光部との連絡調整、検査結果の公表等に関すること。
農産園芸環境課 環境対策班	農産物の採取品目及び採取場所の選定・調整、流通に関すること。
畜産課 企画管理班	畜産物の採取品目及び採取場所の選定・調整、流通に関すること。
林業振興課 地域林業振興班	林産物の採取品目及び採取場所の選定・調整、流通に関すること。
水産業振興課 流通加工班	水産物の採取品目及び採取場所の選定・調整、流通に関すること。

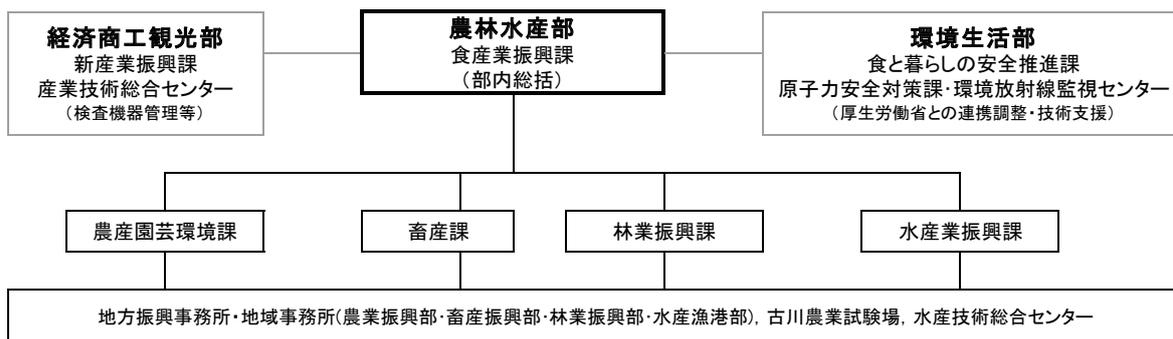


図 検査に係る体系図

表 検査の種類及び検査場所

種類	区分	検査場所	内容
精密検査	定期検査	産業技術総合センター	・毎週定期的に実施する検査
	確認検査	古川農業試験場 水産技術総合センター 民間検査機関 等	・県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものを検査 ・市町村等が実施した自主検査において基準値を超過したものを検査
	その他の検査		・農林水産部長が特に必要と認めた検査
簡易検査		県合同庁舎、魚市場等	・県内各地域で実施する簡易測定器を用いたモニタリング検査

表 検査機器の配置箇所

区分	配置機器	地域	配置場所	対象
精密	ゲルマニウム半導体検出器	仙台	産業技術総合センター	農林産物
		大崎	古川農業試験場	農産物
		石巻	水産技術総合センター	水産物
簡易	NaI シンチレーションスペクトロメータ	大河原	大河原地方振興事務所	農林産物
		仙台	仙台家畜保健衛生所	農林産物
			亘理農業改良普及センター	農林産物
			林業技術総合センター	林産物等
			内水面水産試験場	水産物
			仙台市中央卸売市場食肉市場	畜産物
		大崎	北部地方振興事務所	農林産物
			美里農業改良普及センター	農林産物
		栗原	北部地方振興事務所栗原地域事務所	農林産物
		石巻	東部地方振興事務所	農林産物
		登米	東部地方振興事務所登米地域事務所	農林産物
			気仙沼	本吉農業改良普及センター
気仙沼水産試験場	水産物			
簡易 (自主)	NaI シンチレーションスペクトロメータ (県機器貸与)	各地域	魚市場	水産物
		各地域	水産加工組合 等	水産物



写真 精密検査のための前処理作業 (野菜等)



写真 精密検査のための前処理試料 (野菜等)



写真 ゲルマニウム半導体検出器による精密検査



写真 NaIシンチレーションスペクトロメータによる簡易検査

ウ 検査結果の公表

検査結果の公表は、原則として、平成26年度までは毎週水曜日と金曜日の週2回、平成27年度以降は毎週水曜日の週1回とした。ただし、基準値を超過する品目がある場合には、状況に応じて緊急に対応した。

表 検査結果の公表方法等

区分	基準値内の場合	基準値超過の場合
公表方法	記者クラブ投げ込み	記者レク又は投げ込み
対応者等	食産業振興課 (食産業企画班)	超過品目の担当次長 同 担当課長 食産業振興課技術補佐(総括) 原子力安全対策課又は原子力センター職員

検査結果については上記のほか、下記の県ホームページに掲載した。

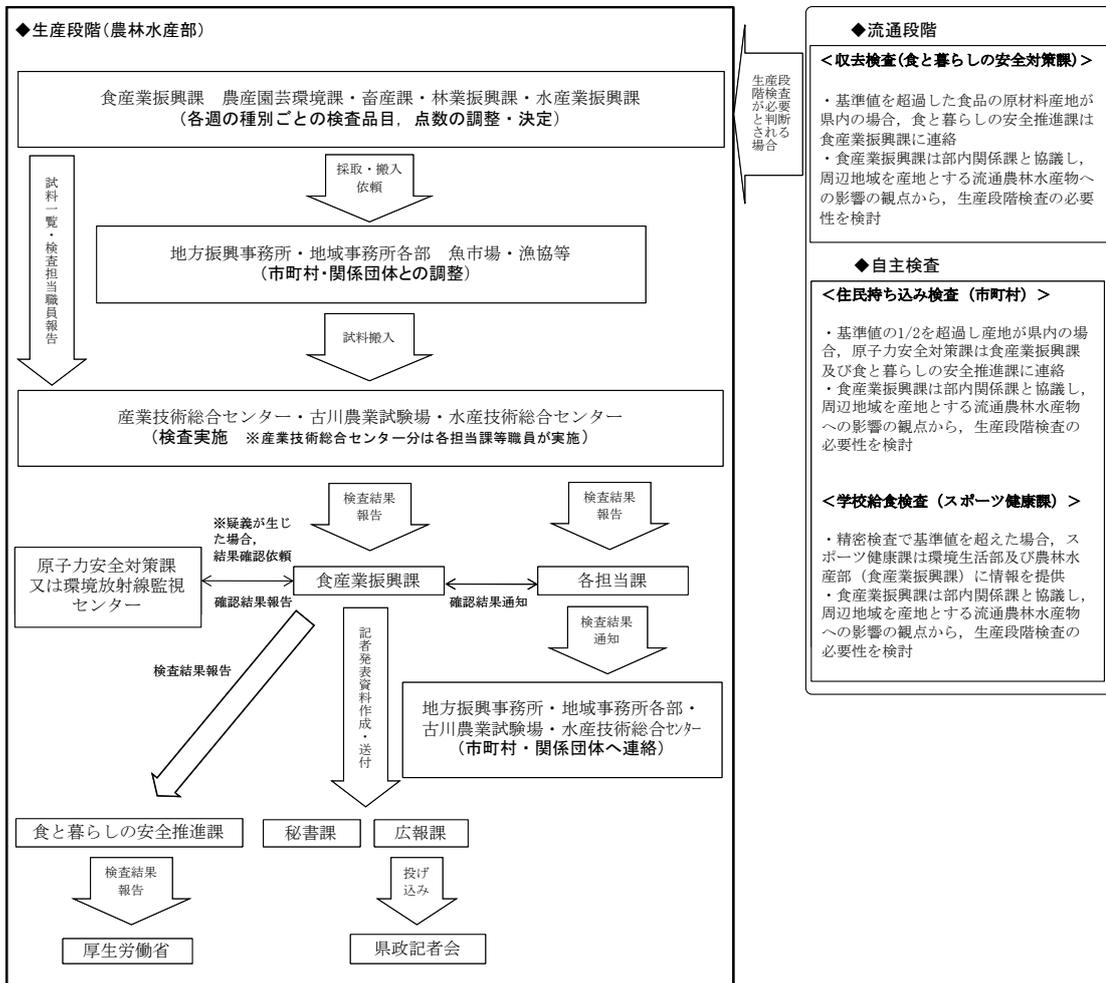
原子力安全対策課：「放射能情報サイトみやぎ」 <http://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

食産業振興課：「宮城県内の農林水産物の放射能測定結果について」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/nuclear-index.html>

4 放射性物質検査の流れと出荷制限等の扱いについて

(1) 検査品目の決定から結果公表までの流れ(定期検査：県検査分)



(2) 市町村又は生産者団体等が実施した放射性物質検査結果等の取扱い

ア 検査結果（測定値）の取扱い

厚生労働省通知に基づく放射性物質検査は、知事に依頼されたものであり、その実施主体は県である。したがって、県が実施する検査以外の検査（市町村、生産者団体等が実施する検査。以下「自主検査」という。）は、厚生労働省通知等に基づくものではない（食品衛生法に基づくもの）ことから、その結果については、「参考値」として取り扱うものとした。

ただし、生産者団体等が「食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録機関」（食品衛生法に基づく登録検査機関〔厚生労働省 HP〕）で実施する精密検査については、県の検査結果公表及び厚生労働省報告の対象（以下「公表対象」という。）として取り扱うことができることとしている。

イ 自主検査で基準値を超過した場合の流通上の取扱い

自主検査については、その測定値を根拠として、直ちに県として出荷自粛要請は行わない。

ただし、自主検査により基準値を超過したものがあつた場合は、県が当該品目について確認検査を実施し、その結果に応じて必要な措置を講じるものとする。

(3) 出荷自粛の要請並びに出荷制限の指示及び解除

ア 基準値を超過した場合の対応

検査の結果、基準値を超過した場合には、県では、速やかにその結果を公表するとともに、食品の安全性を確保するため、関係事業者等に対し出荷自粛を要請する。

イ 出荷自粛等の実施の確認

県は、出荷自粛等を要請したときは、確実にその実施がされているかを関係事業者を確認し、常にその状況を把握しておくものとする。

ウ 出荷制限の指示

県から報告（厚生労働省経由）を受けた原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が、原子力安全委員会からの助言を踏まえ、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき知事に対し、出荷制限を指示する。

県では、その指示を受け、市町村、関係事業者に対し出荷を差し控えるよう要請する。

エ 出荷自粛・制限及び解除の方法

各品目の出荷自粛・制限の解除については、原子力災害対策本部の指示等に従う。（出荷自粛の解除においても、原子力安全対策本部との協議を経て行う〔原木しいたけ、原木なめこ等〕。）

表 平成24年度宮城県産農林水産物放射性物質検査結果【県実施検査分】

(単位:点)

区分	検査品目数	精密検査						簡易検査(スクリーニング検査)							
		検査品目数	検査点数	基準値以下		基準値超過		検査品目数	検査点数	精密検査不要		精密検査必要			
				点数	割合%	点数	割合%			点数	割合%	点数	割合%		
穀類	米	24年産米	1	1	3,275	3,262	99.6	13	0.4	1	20,315	20,301	99.9	14	0.1
	麦類	小麦	1	1	115	115	100.0	0	0.0						
		大麦	1	1	52	52	100.0	0	0.0						
	豆類	大豆	1	1	1,439	1,434	99.7	5	0.3						
	そば	夏そば	1	1	10	10	100.0	0	0.0						
		秋そば	1	1	235	225	95.7	10	4.3						
			5	6	5,126	5,098	99.5	28	0.5	1	20,315	20,301	99.9	14	0.1
野菜類	チンゲンサイ等非結球性葉菜類		42	15	196	196	100.0	0	0.0	41	715	715	100.0	0	0.0
	キャベツ等結球性葉菜類		3	3	45	45	100.0	0	0.0	3	288	288	100.0	0	0.0
	ブロッコリー等花蕾類		9	5	25	25	100.0	0	0.0	7	115	115	100.0	0	0.0
	トマト等果菜類		18	7	121	121	100.0	0	0.0	18	547	547	100.0	0	0.0
	セロリ等茎菜類		2	2	2	2	100.0	0	0.0	1	3	3	100.0	0	0.0
	ネギ属野菜類		10	5	41	41	100.0	0	0.0	10	232	232	100.0	0	0.0
	ジャガイモ		1	1	9	9	100.0	0	0.0	1	70	70	100.0	0	0.0
	サツマイモ		1	1	1	1	100.0	0	0.0	1	26	26	100.0	0	0.0
	カブ等その他の根菜類		14	9	29	29	100.0	0	0.0	14	294	294	100.0	0	0.0
	エダマメ等未成熟豆類		7	5	18	18	100.0	0	0.0	6	70	70	100.0	0	0.0
	タケノコ等多年生の野菜		1	1	1	1	100.0	0	0.0	1	13	13	100.0	0	0.0
	ハーブ類等の採取量の少ない野菜(多年生の野菜を含む)		21	5	8	8	100.0	0	0.0	21	101	101	100.0	0	0.0
	その他野菜類		12	2	3	3	100.0	0	0.0	12	51	48	94.1	3	5.9
			141	61	499	499	100.0	0	0.0	136	2,525	2,522	99.9	3	0.1
果実類	かんきつ類(ミカン)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	かんきつ類(ユズ)		2	2	6	6	100.0	0	0.0	2	20	20	100.0	0	0.0
	かんきつ類(カボス等その他のかんきつ類)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピワ等その他の常緑果樹		1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	100.0	0	0.0
	リンゴ		1	1	21	21	100.0	0	0.0	1	58	58	100.0	0	0.0
	ナシ		1	1	8	8	100.0	0	0.0	1	5	5	100.0	0	0.0
	カキ		1	1	5	5	100.0	0	0.0	1	53	53	100.0	0	0.0
	モモ		1	1	5	5	100.0	0	0.0	1	10	10	100.0	0	0.0
	ウメ		1	1	5	5	100.0	0	0.0	1	23	23	100.0	0	0.0
	スモモ等その他の核果類		4	1	2	2	100.0	0	0.0	4	11	11	100.0	0	0.0
	ブドウ		1	1	1	1	100.0	0	0.0	1	7	7	100.0	0	0.0
	ベリー類		4	3	82	81	98.8	1	1.2	2	20	19	95.0	1	5.0
	キウイフルーツ等		1	1	2	2	100.0	0	0.0	1	15	15	100.0	0	0.0
	クリ等殻果類		4	-	-	-	-	-	-	4	15	15	100.0	0	0.0
	イチジク等その他の落葉果実		5	2	8	8	100.0	0	0.0	5	25	25	100.0	0	0.0
	その他果実類		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				27	15	145	144	99.3	1	0.7	25	263	262	99.6	1
茶	茶(飲用)		1	1	3	3	100.0	0	0.0						
			1	1	3	3	100.0	0	0.0						
畜産物	牛肉		1	1	8	7	87.5	1	12.5	1	32,734	32,726	99.98	8	0.02
	原乳		1	1	229	229	100.0	0	0.0						
			2	2	237	236	99.6	1	0.4	1	32,734	32,726	99.98	8	0.02
林産物	きのこ類	施設栽培	10	8	64	64	100.0	0	0.0	10	51	49	96.1	2	3.9
		露地栽培	15	6	47	23	48.9	24	51.1	14	100	56	56.0	44	44.0
		野生	6	3	3	1	33.3	2	66.7	4	4	3	75.0	1	25.0
	山菜類	施設栽培	7	-	-	-	-	-	-	7	10	9	90	1	10.0
		野生・露地栽培	38	15	81	61	75.3	20	24.7	37	349	275	78.8	74	21.2
			76	32	195	149	76.4	46	23.6	72	514	392	76.3	122	23.7
水産物	海産魚種	海水魚等	118	118	1,966	1,935	98.4	31	1.6						
		甲殻類	7	7	56	56	100.0	0	0.0						
		貝類・ウニ類	12	12	74	74	100.0	0	0.0						
		海藻類	4	4	13	13	100.0	0	0.0						
		イカ・タコ類	7	7	53	53	100.0	0	0.0						
	内水面魚種	養殖	6	6	54	54	100.0	0	0.0						
		天然	10	10	186	151	81.2	35	18.8						
無脊椎動物		3	3	4	4	100.0	0	0.0							
			167	167	2,406	2,340	97.3	66	2.7						
合計			419	284	8,611	8,469	98.4	142	1.6	235	56,351	56,203	99.7	148	0.3

※タケノコは林産物「山菜類」としてカウント

表 平成25年度宮城県産農林水産物放射性物質検査結果

(単位:点)

区分	検査品目数	精密検査						簡易検査(スクリーニング検査)							
		検査品目数	検査点数	基準値以下		基準値超過		検査品目数	検査点数	精密検査不要		精密検査必要			
				点数	割合%	点数	割合%			点数	割合%	点数	割合%		
穀類	米	25年産米	1	1	1,959	1,959	100.0	0	0.0	1	32,934	32,934	100.0	0	0.0
	麦類	小麦	1	1	39	39	100.0	0	0.0						
		大麦	1	1	26	26	100.0	0	0.0						
	豆類	大豆	1	1	1,839	1,839	100.0	0	0.0	1	5	5	100.0	0	0.0
	そば	夏そば	1	1	4	4	100.0	0	0.0						
		秋そば	1	1	124	124	100.0	0	0.0						
			5	6	3,991	3,991	100.0	0	0.0	2	32,939	32,939	100.0	0	0.0
野菜類	チンゲンサイ等非結球性葉菜類		42	29	515	515	100.0	0	0.0	34	288	288	100.0	0	0.0
	キャベツ等結球性葉菜類		3	3	170	170	100.0	0	0.0	3	211	211	100.0	0	0.0
	ブロッコリー等花蕾類		9	7	126	126	100.0	0	0.0	6	79	79	100.0	0	0.0
	トマト等果菜類		19	16	449	449	100.0	0	0.0	19	263	263	100.0	0	0.0
	セロリ等茎菜類		3	2	5	5	100.0	0	0.0	2	12	12	100.0	0	0.0
	ネギ属野菜類		9	8	180	180	100.0	0	0.0	8	164	164	100.0	0	0.0
	ジャガイモ		1	1	39	39	100.0	0	0.0	1	46	46	100.0	0	0.0
	サツマイモ		1	1	11	11	100.0	0	0.0	1	18	18	100.0	0	0.0
	カブ等その他の根菜類		15	11	163	163	100.0	0	0.0	13	271	271	100.0	0	0.0
	エダマメ等未成熟豆類		6	6	80	80	100.0	0	0.0	6	41	41	100.0	0	0.0
	タケノコ等多年生の野菜		2	2	7	7	100.0	0	0.0	2	2	2	100.0	0	0.0
	ハーブ類等の採取量の少ない野菜(多年生の野菜を含む)		8	8	40	40	100.0	0	0.0	4	20	20	100.0	0	0.0
	その他野菜類		4	2	5	5	100.0	0	0.0	4	7	7	100.0	0	0.0
				122	96	1,790	1,790	100.0	0	0.0	103	1,422	1,422	100.0	0
果実類	かんきつ類(ミカン)		1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	100.0	0	0.0
	かんきつ類(ユズ)		2	2	23	23	100.0	0	0.0	1	1	1	100.0	0	0.0
	かんきつ類(カボス等その他のかんきつ類)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ピワ等その他の常緑果樹		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	リンゴ		1	1	41	41	100.0	0	0.0	1	15	15	100.0	0	0.0
	ナシ		1	1	23	23	100.0	0	0.0	1	10	10	100.0	0	0.0
	カキ		1	1	37	37	100.0	0	0.0	1	12	12	100.0	0	0.0
	モモ		1	1	10	10	100.0	0	0.0	1	3	3	100.0	0	0.0
	ウメ		1	1	15	15	100.0	0	0.0	1	12	12	100.0	0	0.0
	スモモ等その他の核果類		3	2	4	4	100.0	0	0.0	3	3	3	100.0	0	0.0
	ブドウ		1	1	4	4	100.0	0	0.0	1	5	5	100.0	0	0.0
	ベリー類		3	2	39	39	100.0	0	0.0	3	9	9	100.0	0	0.0
	キウイフルーツ等		1	1	3	3	100.0	0	0.0	1	8	8	100.0	0	0.0
	イチジク等その他の落葉果実		4	2	14	14	100.0	0	0.0	4	17	17	100.0	0	0.0
	その他果実類		1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	100.0	0	0.0
				21	15	213	213	100.0	0	0.0	20	97	97	100.0	0
茶	茶(飲用)		1	1	3	3	100.0	0	0.0						
			1	1	3	3	100.0	0	0.0						
畜産物	牛肉		1	1	1	1	100.0	0	0.0	1	29,683	29,682	99.997	1	0.003
	原乳		1	1	250	250	100.0	0	0.0						
			2	2	251	251	100.0	0	0.0	1	29,683	29,682	99.997	1	0.003
林産物	きのこ類	施設栽培	10	10	66	66	100.0	0	0.0	3	30	30	100.0	0	0.0
		露地栽培	11	3	16	16	100.0	0	0.0	11	43	42	97.7	1	2.3
		野生	11	11	17	15	88.2	2	11.8	3	3	3	100.0	0	0.0
	山菜類	施設栽培	5	4	6	6	100.0	0	0.0	2	3	3	100.0	0	0.0
		野生・露地栽培	27	9	233	206	88.4	27	11.6	27	142	132	93.0	10	7.0
	クリ等殻果類		3	1	1	1	100.0	0	0.0	3	10	10	100.0	0	0.0
			67	38	339	310	91.4	29	8.6	49	231	220	95.2	11	4.8
水産物	海産魚種	海水魚等	104	104	1,416	1,409	99.5	7	0.5						
		甲殻類	8	8	74	74	100.0	0	0.0						
		イカ・タコ類	6	6	40	40	100.0	0	0.0						
		貝類・ウニ類	11	11	184	184	100.0	0	0.0						
		海藻類	8	8	146	146	100.0	0	0.0						
	内水面魚種	淡水魚(養殖)	4	4	38	38	100.0	0	0.0						
		淡水魚(天然)	7	7	157	150	95.5	7	4.5						
	無脊椎動物		1	1	1	1	100.0	0	0.0						
			149	149	2,056	2,042	99.3	14	0.7						
合計			367	307	8,643	8,600	99.5	43	0.5	175	64,372	64,360	100.0	12	0.0

※タケノコは林産物「山菜類」としてカウント

表 平成26年度宮城県産農林水産物放射性物質検査結果

(単位:点)

区分	検査品目数	精密検査						簡易検査(スクリーニング検査)							
		検査品目数	検査点数	基準値以下		基準値超過		検査品目数	検査点数	精密検査不要		精密検査必要			
				点数	割合%	点数	割合%			点数	割合%	点数	割合%		
穀類	米	1	1	458	458	100.0	0	0.0							
	麦類	小麦	1	1	23	23	100.0	0	0.0						
		大麦	1	1	20	20	100.0	0	0.0						
	豆類	1	1	251	251	100.0	0	0.0							
	そば	夏そば	1	1	6	6	100.0	0	0.0						
		秋そば	1	1	100	100	100.0	0	0.0						
		5	6	858	858	100.0	0	0.0							
野菜類	チンゲンサイ等非結球性葉菜類	36	28	580	580	100.0	0	0.0	22	145	145	100.0	0	0.0	
	キャベツ等結球性葉菜類	4	4	204	204	100.0	0	0.0	3	120	120	100.0	0	0.0	
	ブロッコリー等花蕾類	7	7	134	134	100.0	0	0.0	6	55	55	100.0	0	0.0	
	トマト等果菜類	17	14	399	399	100.0	0	0.0	16	144	144	100.0	0	0.0	
	セロリ等茎菜類	3	2	3	3	100.0	0	0.0	2	7	7	100.0	0	0.0	
	ネギ属野菜類	9	9	173	173	100.0	0	0.0	6	68	68	100.0	0	0.0	
	ジャガイモ	1	1	27	27	100.0	0	0.0	1	17	17	100.0	0	0.0	
	サツマイモ	1	1	7	7	100.0	0	0.0	1	9	9	100.0	0	0.0	
	カブ等その他の根菜類	12	9	162	162	100.0	0	0.0	11	145	145	100.0	0	0.0	
	エダマメ等未成熟豆類	7	7	75	75	100.0	0	0.0	6	21	21	100.0	0	0.0	
	タケノコ等多年生の野菜	2	2	4	4	100.0	0	0.0	-	-	-	-	-	-	
	ハープ類等の採取量の少ない野菜(多年生の野菜を含む)	8	8	33	33	100.0	0	0.0	4	9	9	100.0	0	0.0	
	その他野菜類	4	2	9	9	100.0	0	0.0	3	3	3	100.0	0	0.0	
		111	94	1,810	1,810	100.0	0	0.0	81	743	743	100.0	0	0.0	
果実類	かんきつ類(ミカン)	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	100.0	0	0.0	
	かんきつ類(ユズ)	1	1	12	12	100.0	0	0.0	1	2	2	100.0	0	0.0	
	かんきつ類(カボス等その他のかんきつ類)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ピワ等その他の常緑果樹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	リンゴ	1	1	38	38	100.0	0	0.0	1	8	8	100.0	0	0.0	
	ナシ	1	1	15	15	100.0	0	0.0	1	6	6	100.0	0	0.0	
	カキ	1	1	24	24	100.0	0	0.0	1	3	3	100.0	0	0.0	
	モモ	1	1	4	4	100.0	0	0.0	1	2	2	100.0	0	0.0	
	ウメ	1	1	20	20	100.0	0	0.0	1	6	6	100.0	0	0.0	
	スモモ等その他の核果類	5	1	1	1	100.0	0	0.0	5	5	5	100.0	0	0.0	
	ブドウ	1	1	2	2	100.0	0	0.0	1	1	1	100.0	0	0.0	
	ベリー類	3	2	35	35	100.0	0	0.0	2	4	4	100.0	0	0.0	
	キウイフルーツ等	1	1	4	4	100.0	0	0.0	1	2	2	100.0	0	0.0	
	イチジク等その他の落葉果実	2	2	18	18	100.0	0	0.0	1	4	4	100.0	0	0.0	
	その他果実類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			19	13	173	173	100.0	0	0.0	17	44	44	100.0	0	0.0
	茶	茶(飲用)	1	1	3	3	100.0	0	0.0						
		1	1	3	3	100.0	0	0.0							
畜産物	牛肉	1	-	-	-	-	-	-	1	29,777	29,777	100.0	0	0.0	
	原乳	1	1	250	250	100.0	0	0.0	-	-	-	-	-		
		2	1	250	250	100.0	0	0.0	1	29,777	29,777	100.0	0	0.0	
林産物	きのこ類	施設栽培	11	10	81	81	100.0	0	0.0	4	16	16	100.0	0	0.0
		露地栽培	17	7	234	231	98.7	3	1.3	15	33	31	93.9	2	6.1
		野生	6	6	8	5	62.5	3	37.5	-	-	-	-	-	
	山菜類	施設栽培	6	5	10	10	100.0	0	0.0	3	6	6	100.0	0	0.0
		野生・露地栽培	28	7	562	549	97.7	13	2.3	27	129	126	97.7	3	2.3
	クリ等殻果類	3	1	1	1	100.0	0	0.0	3	9	9	100.0	0	0.0	
		71	36	896	877	97.9	19	2.1	52	193	188	97.4	5	2.6	
水産物	海産魚種	海水魚等	80	80	1,229	1,227	99.8	2	0.2						
		甲殻類	2	2	20	20	100.0	0	0.0						
		イカ・タコ類	5	5	48	48	100.0	0	0.0						
		貝類・ウニ類	13	13	495	495	100.0	0	0.0						
		海藻類	5	5	289	289	100.0	0	0.0						
	内水面魚種	淡水魚(養殖)	3	3	12	12	100.0	0	0.0						
		淡水魚(天然)	7	7	239	236	98.7	3	1.3						
	無脊椎動物	-	-	-	-	-	-	-							
		115	115	2,322	2,327	99.8	5	0.2							
合計		324	266	6,322	6,298	99.6	24	0.4	151	30,757	30,752	100.0	5	0.0	

※タケノコは林産物「山菜類」としてカウント

表 平成27年度宮城県産農林水産物放射性物質検査結果

(単位:点)

区分	検査品目数	精密検査						簡易検査(スクリーニング検査)							
		検査品目数	検査点数	基準値以下		基準値超過		検査品目数	検査点数	精密検査不要		精密検査必要			
				点数	割合%	点数	割合%			点数	割合%	点数	割合%		
穀類	米	1	1	271	271	100.0	0	0.0							
	麦類	小麦	1	1	23	23	100.0	0	0.0						
		大麦	1	1	20	20	100.0	0	0.0						
	豆類	1	1	188	188	100.0	0	0.0							
	そば	夏そば	1	1	5	5	100.0	0	0.0						
		秋そば	1	1	82	82	100.0	0	0.0						
		5	6	589	589	100.0	0	0.0							
野菜類	ホウレンソウ等葉菜類	39	32	624	624	100.0	0	0.0	30	233	233	100.0	0	0.0	
	ツボミナ等花菜類	9	8	94	94	100.0	0	0.0	7	39	39	100.0	0	0.0	
	トマト等果菜類(豆類を含む)	26	20	352	352	100.0	0	0.0	22	152	152	100.0	0	0.0	
	ネギ等茎菜類	13	11	132	132	100.0	0	0.0	8	68	68	100.0	0	0.0	
	イモ類	7	6	64	64	100.0	0	0.0	7	57	57	100.0	0	0.0	
	ダイコン等根菜類	8	7	105	105	100.0	0	0.0	5	120	120	100.0	0	0.0	
	その他野菜類	2	2	6	6	100.0	0	0.0	1	2	2	100.0	0	0.0	
			104	86	1,377	1,377	100.0	0	0.0	80	671	671	100.0	0	0.0
	果実類	かんきつ類(ユズ等)	2	1	8	8	100.0	0	0.0	2	4	4	100.0	0	0.0
リンゴ		1	1	21	21	100.0	0	0.0	1	15	15	100.0	0	0.0	
ナン(西洋ナンを含む)		2	2	17	17	100.0	0	0.0	1	1	1	100.0	0	0.0	
カキ		1	1	16	16	100.0	0	0.0	1	20	20	100.0	0	0.0	
ウメ		1	1	18	18	100.0	0	0.0	1	7	7	100.0	0	0.0	
ベリー類		1	1	24	24	100.0	0	0.0	1	3	3	100.0	0	0.0	
イチジク、モモ等その他の落葉果実		11	5	20	20	100.0	0	0.0	11	18	18	100.0	0	0.0	
			19	12	124	124	100.0	0	0.0	18	68	68	100.0	0	0.0
茶	茶(飲用)	-	-	-	-	-	-	-							
		0	0	0	0	0.0	0	0.0							
畜産物	牛肉	1							1	27,049	27,049	100.0	0	0.0	
	原乳	1	1	125	125	100.0	0	0.0	-	-	-	-	-	-	
		2	1	125	125	100.0	0	0.0	1	27,049	27,049	100.0	0	0.0	
林産物	きのこ類	施設栽培	7	7	149	149	100.0	0	0.0	4	7	7	100.0	0	0.0
		露地栽培	14	7	546	546	100.0	0	0.0	10	14	14	100.0	0	0.0
		野生	2	2	2	2	100.0	0	0.0	1	1	1	100.0	0	0.0
	山菜類	施設栽培	4	4	7	7	100.0	0	0.0	1	1	1	100.0	0	0.0
		野生・露地栽培	28	18	550	509	92.5	41	7.5	26	155	148	95.5	7	4.5
	クワ等殻果類	2	1	1	1	100.0	0	0.0	2	7	7	100.0	0	0.0	
	その他林産物	1	-	-	-	-	-	-	1	1	1	100.0	0	0.0	
			58	39	1,255	1,214	96.7	41	3.3	45	186	179	96.2	7	3.8
水産物	海産魚種	海水魚等	62	62	1,028	1,028	100.0	0	0.0						
		甲殻類	4	4	20	20	100.0	0	0.0						
		イカ・タコ類	5	5	84	84	100.0	0	0.0						
		貝類・ウニ類	8	8	489	489	100.0	0	0.0						
		無脊椎動物	1	1	12	12	100.0	0	0.0						
		海藻類	7	7	348	348	100.0	0	0.0						
	内水面魚種	淡水魚(養殖)	4	4	10	10	100.0	0	0.0						
		淡水魚(天然)	9	9	193	192	99.5	1	0.5						
		貝類	1	1	1	1	100.0	0	0.0						
		101	101	2,185	2,184	100.0	1	0.0							
合計		289	245	5,655	5,613	99.3	42	0.7	144	27,974	27,967	100.0	7	0.0	

※タケノコは林産物「山菜類」としてカウント

5 出荷制限指示及び出荷自粛要請の状況（平成 28 年 3 月 31 日）

平成 28 年 3 月 31 日現在での県内の出荷制限の状況は、以下の表のとおりである。

表 出荷制限指示及び出荷自粛要請の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

項目	品名	出荷制限指示(国)	出荷自粛要請(県)	対象市町村等
畜産物	牛	平成23年7月28日	—	県内全域 ※平成 23 年 8 月 19 日に出荷制限の一部解除が認められました。これを受けて、現在、全頭検査を実施した上で出荷しています。
林産物	原木むきたけ	—	平成23年11月16日	栗原市 ※平成 28 年 2 月 2 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木むきたけは出荷自粛から除かれました。
	原木しいたけ (施設栽培)	—	平成25年12月18日	大衡村 ※平成 27 年 12 月 25 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷自粛から除かれました。
	原木しいたけ (露地栽培)	平成24年1月16日	—	白石市、角田市
		平成24年3月8日	—	丸森町
		平成24年3月15日	—	蔵王町
		平成24年4月5日	—	村田町
		平成24年4月11日	—	気仙沼市 ※平成 27 年 8 月 25 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年4月11日	—	南三陸町 ※平成 27 年 7 月 17 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年4月12日	—	栗原市 ※平成 28 年 1 月 25 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年4月19日	—	石巻市
		平成24年4月20日	—	大崎市 ※平成 27 年 4 月 10 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年4月25日	—	登米市 ※平成 26 年 8 月 26 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年4月25日	—	東松島市
		平成24年4月27日	—	名取市
		平成24年4月27日	—	加美町 ※平成 27 年 9 月 11 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年4月27日	—	仙台市 ※平成 27 年 2 月 18 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年5月7日	—	川崎町、富谷町
		平成24年5月7日	—	大和町 ※平成 27 年 2 月 18 日に県が定める管理計画に基づき管理される原木しいたけは出荷制限から除かれました。
		平成24年5月9日	—	色麻町
		平成24年5月10日	—	七ヶ宿町
		平成24年5月18日	—	大衡村
		くさそてつ (ごごみ)(野生)	平成24年4月27日	—
	くさそてつ (ごごみ)	平成24年4月27日	—	栗原市
		平成24年5月9日	—	気仙沼市
	たけのこ	平成24年5月1日	—	丸森町（旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村の区域を除く）
		平成24年6月29日	—	栗原市（旧築館町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧志波姫町の区域を除く）
	こしあぶら	平成24年5月7日	—	登米市、栗原市
平成24年5月9日		—	大崎市、南三陸町	
平成24年5月11日		—	気仙沼市、七ヶ宿町	
平成25年5月7日		—	大和町	
たらのめ(野生)	平成26年4月25日	—	気仙沼市、栗原市、大崎市	

項目	品名	出荷制限指示(国)	出荷自粛要請(県)	対象市町村等
林産物	ぜんまい	平成24年5月11日	—	気仙沼市、丸森町
		平成24年5月17日	—	大崎市
	野生きのこ	平成24年10月18日	—	栗原市、大崎市
		平成26年9月24日	—	仙台市
	原木なめこ	—	平成24年11月2日	気仙沼市
わらび(野生)	—	平成25年5月22日	大崎市	
水産物	ヤマメ(天然)	平成24年4月20日	—	宮城県内の白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ(天然)	平成24年4月20日	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
		平成24年5月28日	—	宮城県内の北上川(支流を含む。)
	イワナ(天然)	—	平成24年5月10日	名取川、宍戸川、本砂金川
		平成24年5月14日	—	大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。) 名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)
		平成24年5月24日	—	三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。) 松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
		平成24年5月28日	—	江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。) 二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)
		平成24年6月22日	—	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。) 碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)
		平成24年12月6日	—	広瀬川(支流を含む。)
	クロダイ	平成24年6月28日	—	金華山以南の海域(宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域)
		平成24年11月6日	—	上記に加えて、金華山以北の海域(最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域)
	アユ(天然)	平成25年6月27日	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)

<参考：出荷制限・出荷自粛解除の状況> ※終期日は解除日を記載
 マダラ(宮城県沖全海域)の出荷制限：平成24年5月2日～平成25年1月17日(1kg未満のマダラについては、平成24年8月30日付で解除)
 米(栗原市旧沢辺村)の出荷自粛：平成25年1月10日～平成25年2月17日
 ヒラメ(金華山以南の海域)の出荷制限：平成24年5月30日～平成25年4月1日
 イシガレイ(仙台湾南部海域)の出荷自粛：平成25年1月22日～平成25年5月17日
 ブルーベリー(栗原市旧金成町)の出荷自粛：平成24年7月13日～平成25年7月2日
 ヒラメ(金華山以北の海域)の出荷制限：平成25年6月4日～平成25年8月30日
 アユ(天然)(宮城県内の阿武隈川(支流を含む。))のうち、白幡堰堤より上流の白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。))の出荷制限：平成25年6月27日～平成25年12月25日
 ヒガンフグ(金華山以南の海域)の出荷制限：平成24年5月8日～平成26年2月18日
 そば(大崎市(旧一栗村の区域))の出荷制限：平成24年12月14日～平成26年2月26日
 そば(栗原市(旧金成村の区域))の出荷制限：平成24年11月16日～平成26年4月11日
 たけのこ(丸森町(旧耕野村の区域))の出荷制限：平成24年5月1日～平成26年4月17日
 大豆(栗原市(旧金田村の区域に限る。))の出荷制限：平成25年1月4日～平成26年5月19日
 ウグイ(天然)(宮城県内の大川(支流を含む。))の出荷制限：平成24年5月18日～平成26年8月25日
 たけのこ(白石市及び丸森町(旧丸森町、旧小斎村))の出荷制限：平成24年5月1日～平成27年4月24日
 くさそてつ(こごみ)(加美町)の出荷制限：平成24年5月2日～平成27年5月25日
 くさそてつ(こごみ)(栽培)(大崎市)の出荷制限：平成24年4月27日～平成27年6月23日
 ウナギ(天然)(宮城県内の阿武隈川(丸森町内の支流を含む。))の出荷自粛：平成24年7月25日～平成27年7月9日
 たけのこ(栗原市(旧築館町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧志波姫町))の出荷制限：平成24年6月29日～平成27年7月17日
 ヤマメ(天然)宮城県内の阿武隈川(支流を含む)の出荷制限：平成24年4月20日～平成27年9月30日
 スズキ(金華山以南の海域(宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域))の出荷制限：平成24年4月12日～平成27年11月20日
 スズキ(金華山以北の海域(最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域))の出荷制限：平成24年10月25日～平成27年11月20日
 米(平成25年産)栗原市(旧沢辺村の区域)の出荷制限：平成25年3月19日～平成28年3月18日

第2節 農林水産物の放射性物質検査状況等

1 農産物関係（米、麦類、大豆、そば、野菜・果実等）の対応状況

(1) 米

ア 検査方針

平成24年から平成27年までに宮城県で生産された米は、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、放射性物質検査の対象に指定されており、県では、国の指導・協力のもと放射性物質検査を毎年度、実施してきた。

平成23年産米の調査により100Bq/kg（※）を超える放射性物質を含む検体が確認された（白石市旧越河村）ことなどから、県は水稲を作付している旧市町村（昭和25年当時）を検査対象とし、国の定めよりも高い密度で検査を行うこととした。

旧市町村ごとの検査点数は、各旧市町村及びその隣接旧市町村における前年の検査実績を勘案して定め、検査に当たっては、予め県下一円に出荷販売の自粛を要請し、検査結果により安全性が確認された旧市町村から自粛を解除した。

※平成24年3月31日までの一般食品の放射性セシウム暫定規制値は500Bq/kg。

イ 検査方法

農業改良普及センターが農業協同組合及び市町村と連携して検体を収集又は採取し、国が委託する分析機関に送付した。結果は、速やかに県ホームページで公表するとともに、関係機関に通知した。

ウ 検査結果の概要

平成24年度検査においては、県で検査計画した全ての検体が基準値（100Bq/kg）以下であり、安全性に問題がないことが確認されたことから、県内全域の出荷販売自粛を解除した。

その後、栗原市に持ち込まれた平成24年産の自家消費米（栗原市旧沢辺村）から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、当該旧市町村で全量全袋検査、隣接旧市町村では全戸検査を実施した。

県は、国の要因解析に基づく放射性物質吸収抑制対策を講じた結果、平成25年産以降は基準値を超過した検体は確認されず、平成27年産米の検査においては、全ての検体が不検出となっている。

これらの結果を受けて、平成28年産米は、国のガイドラインの検査対象から除外されたが、県で作成した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に基づき継続して検査を実施している。

表 県産米の放射性物質検査結果

年産	検査点数※	不検出	放射性物質検査結果			
			10Bq/kg 以下	10Bq/kg 超 50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超 (基準値超過)
平成24	2,835	2,749	62	24	0	0
平成25	1,173	1,156	15	2	0	0
平成26	458	455	3	0	0	0
平成27	274	274	0	0	0	0

※平成24年産米（栗原市旧沢辺村）の基準値超過による平成24年米の追加検査及び平成25年産米の全量全袋検査の結果は含まない。

エ 栗原市（旧沢辺村）産の自家消費米からの放射性物質基準値超過における対応

(ア) 平成24年度の対応等

平成24年10月27日

平成24年産米の放射性物質検査について、計画していた全ての検査が終了し、全て基準値以下だったことから、県内全域の出荷販売自粛を解除した。

平成24年12月5、13、14日

栗原市が、市内の農業者から持ち込まれた自家消費米の放射性物質を測定した結果、基準値を超える放射性セシウムが検出された。

平成24年12月15日

県は、栗原市及びJ A栗っこに対して旧沢辺村産米のJ A倉庫からの出庫停止を要請し、基準値超過米が生産されたほ場及びその周辺ほ場で生産された米について放射性物質検査（追加調査①）を行った。その結果、基準値を超過したものは当該ほ場から生産された米のみで、周辺ほ場から生産された米は基準値を超過しなかった。

表 平成24年産米の追加検査①（検査対象：基準値超過ほ場及びその周辺ほ場）

検査サンプル	検査点数	放射性物質検査結果		
		50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超 100Bq/以下 kg	100Bq/kg 超 (出荷不能)
当該ほ場	13	0	0	13
周辺ほ場	7	7	0	0

平成25年1月10日

本件の基準値超過が確認された米は、自家消費米で流通していないこと、また、地域でも特異なほ場で生産されたことなどが確認されたが、宮城米の安全性に万全を期するため、県は栗原市に対して、旧沢辺村産の米について出荷販売自粛を要請した。

平成25年1月29日～2月13日

出荷販売自粛している旧沢辺村の米を全量全袋単位、及び隣接の旧市町村の米を全戸単位でのスクリーニング検査（追加調査②、BGOシンチレータ検出器及びNaIシンチヨンスペクトロメータ、一部ゲルマニウム半導体検出器による検査）を実施した。

表 平成24年産米の追加検査②（検査対象：旧沢辺村及び隣接の6旧市町村）

地域	検査密度	検査点数	放射性物質検査結果	
			70Bq/kg 以下	70Bq/kg 超
旧沢辺村	全量全袋検査	19,688	19,675	13
隣接の旧市町村	全戸検査	1,033	1,032	1

平成25年2月6日～2月14日

スクリーニング検査（追加調査②）の結果、70ベクレルを超過した14点について、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査（追加調査③）を行った。

表 平成24年産米の追加検査③（検査対象：旧沢辺村及び隣接の6旧市町村）

検査サンプル	検査点数	放射性物質検査結果		
		50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超 100Bq/以下 kg	100Bq/kg 超 (出荷不能)
追加調査②において 70ベクレルを超えたもの	14	0	14	0

平成 25 年 2 月 18 日

全量全袋検査及び全戸検査（追加調査②及び③）の結果、測定した全てにおいて食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値（100Bq/kg）以下であり、安全性に問題がないことが確認されたことから、栗原市旧沢辺村産米の出荷販売自粛を解除した。

平成 25 年 3 月 11 日

「25 年産米の作付等に関する方針」（農林水産省）に基づき、「平成 25 年産米に関する宮城県管理計画」を策定した（旧沢辺村の平成 25 年産米について全量全袋検査により管理するもの）。

平成 25 年 3 月 19 日

国から宮城県に、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示され、同日、県は栗原市に平成 25 年産米の出荷制限を要請した。

(イ) 平成 25 年度以降の対応等

平成 25 年 12 月 6 日

旧沢辺村の平成 25 年産米について全量全袋検査を実施したところ、測定した 33,720 点全てが基準値以下であり、安全性が確認された米について出荷が可能となった。

表 平成 25 年産米の検査（検査対象：旧沢辺村）

年産	検査密度	検査点数	50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超 (出荷不能)
			旧沢辺村	全量全袋検査	33,720

平成 28 年 3 月 15 日

県が国に対して、旧沢辺村の平成 25 年産米の出荷制限の解除を申請した。

平成 28 年 3 月 18 日

旧沢辺村の平成 25 年産米について、国の出荷制限指示が解除された。

(2) 麦類

ア 検査方針

平成 24 年から平成 27 年の宮城県産麦類については、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、毎年度、ロット単位による検査（コントリーエレベーターのサイロピンを 1 調査ロットとし、それ以外の保管倉庫については、概ね 300t を上限として 1 調査ロットを設定）を実施した。検査に当たっては、集出荷団体である全国農業協同組合連合会宮城県本部に対し、予め販売の自粛を要請し、検査結果により安全性が確認された市町村について自粛を解除した。

イ 検査方法

農業改良普及センターが農業協同組合及び市町村と連携して検体を収集又は採取し、国が委託する分析機関に送付した。結果は速やかに県ホームページで公表するとともに、関係機関に通知した。

ウ 検査結果の概要

平成 24 年産麦類については、平成 23 年産麦類の調査により 50Bq/kg を超える放射性物質を含む検体が確認された（白石市及び角田市）ことから、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、全ロット調査を実施した。その結果、検査した全てについて 50 ベクレルを下回り、平成 25 年産以降、国のガイドラインの検査対象から除外されたが、県で作成した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に基づき継続して検査を実施している。

平成 25 年から平成 27 年の宮城県産麦類は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の

考え方」に基づき、地域区分ごとに最初のロットを検査した。その結果、平成25年産以降、全ての検体が不検出の結果となった。

表 大麦の放射性物質検査結果

年産	検査 点数	不検出	50Bq/kg	
			以下	超
平成24	52	50	2	0
平成25	26	26	0	0
平成26	20	20	0	0
平成27	20	20	0	0

表 小麦の放射性物質検査結果

年産	検査 点数	不検出	50Bq/kg	
			以下	超
平成24	115	106	9	0
平成25	39	39	0	0
平成26	23	23	0	0
平成27	23	23	0	0

(3) 大豆

ア 検査方針

平成23年産大豆の調査により100Bq/kgを超える放射性物質を含む検体が確認されたことや、その後も広い地域において放射性物質が検出される大豆が確認されたことから、平成24年から平成27年までに宮城県で生産された大豆は、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、放射性物質検査の対象に指定されており、県は、検査対象を大豆の出荷販売実績がある旧市町村（昭和25年当時）とし、国の指導、協力のもと、国の定めよりも高い密度で検査を行うこととした。

旧市町村ごとの検査点数は、各旧市町村及びその隣接旧市町村における前年の検査実績を勘案して定め、検査に当たっては、予め県下一円に出荷販売の自粛を要請し、検査結果により安全性が確認された旧市町村から自粛を解除した。

イ 検査方法

農業改良普及センターが農業協同組合及び市町村と連携して検体を収集又は採取し、国が委託する分析機関に送付した。結果は速やかに県ホームページで公表するとともに、関係機関に通知した。

ウ 検査結果の概要

平成24年産検査においては、全体のおよそ50%に当たる505検体から放射性物質が検出されており、そのうち1検体（栗原市旧金田村）について基準値（100Bq/kg）超過が確認された。

県は、国の要因解析に基づく放射性物質吸収抑制対策を講じた結果、平成25年産以降は基準値を超過した検体は確認されていない。さらに、検査年度ごとの不検出の割合は年々増加しており、平成27年産検査においては、不検出が全体の91%を占めた。

なお、これらの結果を受けて、平成28年の県産大豆は、国のガイドラインの検査対象から除外されたが、県で作成した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に基づき継続して検査を実施している。

表 大豆の放射性物質検査結果

年産	検査点数※	不検出	放射性物質検査結果			
			10Bq/kg 以下	10Bq/kg 超 50Bq/kg 以下	50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超 (基準値超過)
平成 24	1,004	499	275	217	12	1
平成 25	759	382	86	291	0	0
平成 26	251	209	32	10	0	0
平成 27	188	171	11	6	0	0

※出荷制限による全袋検査の結果を含まない。

エ 栗原市旧金田村における出荷制限及びその後の対応

(ア) 出荷制限及び一部解除の経緯

平成 24 年 11 月 20 日

旧金田村から採取した大豆から 210Bq/kg の放射性セシウムが検出された。

平成 25 年 1 月 4 日

国から宮城県に、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示され、同日、県は栗原市に出荷制限を要請した（現在の基準値は 100Bq/kg であるが、平成 24 年 12 月末日までは暫定基準値（500Bq/kg）が適応されていたため、国による指示は平成 25 年 1 月に行われた）。

平成 25 年 3 月 14 日

県が国に対して管理計画に基づく出荷制限の解除を申請した。

平成 25 年 3 月 15 日

国から県に出荷制限の一部解除が指示され、全袋検査により安全性が確認された大豆に限り出荷が可能となった。

(イ) 出荷制限解除に至る経緯

平成 25 年産大豆については、引き続き一部解除が指示されていることから、全袋検査を実施した結果、全て基準値以下となり、出荷・販売が可能となった。この結果に基づき、平成 26 年 5 月 19 日に県から国に出荷制限の解除申請を行い、同日付けで解除が指示された。

(ウ) 旧金田村における全袋検査結果の概要

平成 24 年から平成 25 年にかけて行われた全袋検査の結果は下記のとおりであり、平成 24 年産の大豆 4 袋が基準値超過により出荷不能となった。

25 年以降は、基準超過したものはなく全量を出荷することができた。

表 栗原市旧金田村における大豆の全袋検査結果

年産	検査点数	放射性物質検査結果		
		50Bq/kg 以下	50 超 100Bq/kg 以下	100Bq/kg 超 (出荷不能)
平成 24	435	420	11	4
平成 25	1,085	1,085	0	0

(4) そば

ア 検査方針

平成24年産そばの調査により100Bq/kgを超える放射性物質を含む検体が確認されたことや、その後も広い地域において放射性物質が検出されるそばが確認されたことから、平成24年から平成27年までに宮城県で生産されたそばは、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、放射性物質検査の対象に指定されており、県は、国の指導、協力のもと、独自の検査基準を設定し、国の定めよりも高い密度で検査を行った。

旧市町村（昭和25年当時）ごとの検査点数は、各旧市町村及びその隣接旧市町村における前年の検査実績を勘案して定め、検査に当たっては、8月末日までに収穫されたそばを夏そば、それ以降に収穫されたものを秋そばとし、それぞれ県下一円に出荷販売の自粛を要請し、検査結果により安全性が確認された旧市町村から自粛を解除した。

イ 検査方法

農業改良普及センター及び地方振興事務所が農業協同組合及び市町村と連携して検体を収集又は採取し、国が委託する分析機関に送付した。結果は速やかに県ホームページで公表するとともに、関係機関に通知した。

ウ 検査結果の概要

平成24年産検査においては、全体のおよそ55%に当たる101検体から放射性物質が検出されており、そのうち2検体（栗原市旧金成村及び大崎市旧一栗村）について基準値（100Bq/kg）超過が確認された。

県は、国の要因解析に基づく放射性物質吸収抑制対策資料を作成して関係機関と共有するとともに、生産者の指導に取り組んだ。その結果、平成25年産以降は基準値を超過した放射性セシウムを含む検体は確認されていない。さらに、検査年度ごとの不検出の割合は年々増加しており、平成27年産検査においては、不検出が全体の90%を占めた。

表 そばの放射性物質検査結果

年産	検査点数※	検査結果				
		不検出	10Bq/kg 未満	10Bq/kg 以上 50Bq/kg 未満	50Bq/kg 以上 100Bq/kg 未満	100Bq/kg 超 (基準値超過)
平成24	183	82	38	55	6	2
平成25	114	89	18	6	1	0
平成26	106	91	10	4	1	0
平成27	87	78	6	3	0	0

※出荷制限による全袋検査の結果を含まない。

エ 基準値超過が確認された地域における出荷制限及びその後の対応

(ア) 栗原市旧金成村

平成24年11月7日

栗原市旧金成村から採取したそばから120Bq/kgの放射性セシウムが検出された。

平成24年11月16日

国から宮城県に、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示され、同日、県は栗原市に出荷制限を要請した。その後、関係機関と連携し、出荷制限の一部解除に向け、旧金成村で平成24年産そばを作付けした全ての農家ごとに作付面積、生産量及び保管場所を台帳に整理した。また、検査を受けずに出荷されることのないよう、袋ごとに番号・ラベル等を付して識別管理を行った。

平成 25 年 1 月 11 日

県から、そばの管理計画を原子力災害対策本部に提出した。これにより原子力災害対策本部から宮城県に対し、出荷制限一部解除指示が出された。

平成 25 年 1 月 22 日

栗原市旧金成村産のそば全袋検査（60 袋）を実施した結果、52 袋は基準値以下となり、出荷・販売が可能となった。残る 8 袋は基準値を超える放射性セシウム 110Bq/kg ～ 140Bq/kg の放射性セシウムが検出され、基準値を超過したそばは全量、管理計画に基づき処分した。（基準値超過検体と同じロットで乾燥したそばは、基準値以下のそばも含めて全量処分した。）

平成 26 年 2 月 20 日

平成 25 年産そばについて、全袋検査を実施し、9 点全て不検出であった。

平成 26 年 4 月 11 日

県から原子力災害対策本部に出荷制限解除申請し、同日付けで原子力災害対策本部から県に出荷制限解除指示が出された。

(イ) 大崎市旧一栗村

平成 24 年 12 月 10 日

大崎市旧一栗村から採取したそばから 130Bq/kg の放射性セシウムが検出された。

平成 24 年 12 月 14 日

国から宮城県に、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示され、同日、県は大崎市に出荷制限を要請した。

平成 25 年 3 月 28 日

平成 24 年産そばについて、大崎市は、管理計画を作成の上、旧一栗村産そばは全量廃棄処分した。

平成 25 年 10 月 17 日

平成 25 年産そばについて、一部解除申請を行い、10 月 21 日付けで出荷制限一部解除指示を受ける。

平成 25 年 10 月 30 日

全袋検査を実施し、5 点全て基準値以下であった。

平成 26 年 2 月 24 日、25 日

県から原子力災害対策本部に出荷制限解除申請し、翌 25 日付けで原子力災害対策本部から県に出荷制限解除指示が出された。

(5) 野菜・果実類

ア 検査方針

平成 24 年度中の調査により、県内産の野菜において、放射性物質の基準値 100Bp/kg の 1/2、果樹類では基準値 100Bp/kg をそれぞれ超過した検体が確認されたことから、平成 24 年から平成 26 年までに宮城県で生産された野菜・果実類は、国の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、放射性物質検査の対象に指定されており、県では、国の指導・協力のもと放射性物質検査を実施した。平成 27 年からは検査対象品目から除外されたが、県で作成した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」に基づき継続して放射性物質検査を実施した。

イ 検査方法

農業改良普及センターが農業協同組合及び直売所等と連携して検体を収集又は採取し、分析機関に送付又は持ち込んだ。分析は県の試験研究機関で行い、平成 24 年から平成 26 年までは産業技術総合センターと古川農業試験場で分析し、平成 27 年からは古川農業試験場で分析した。検査結果は週毎にとりまとめ、県ホームページで公表するとともに、農業改良普及センターを通じて関係機関に通知

した。

ウ 検査結果の概要

平成24年産検査では、全体の93%において放射性物質が検出されなかったが、ブルーベリーで基準値(100Bq/kg)超過が1点(栗原市旧金成町)確認された。

平成25年以降は基準値(100Bq/kg)超過は確認されず、98%以上が不検出であり、平成27年産では不検出が99.9%であった。

表 野菜・果菜類の放射性物質検査結果

年産	検査点数	不検出	10Bq/kg 以下	10超 50Bq/kg以下	50超 100Bq/kg以下	100Bq/kg超 (基準値超過)
平成24	647	604	18	18	6	1
平成25	2,006	1,974	20	12	0	0
平成26	1,986	1,976	8	2	0	0
平成27	1,501	1,500	1	0	0	0

エ 栗原市における出荷自粛要請及びその後の対応

(ア) 出荷自粛要請の経緯

平成24年7月13日

ブルーベリー生産者(栗原市旧金成町)が自主検査したところ、基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、県で確認検査を実施した結果、190Bq/kgの放射性セシウムが検出された。県は、栗原市に対して出荷自粛を要請した。

(イ) 地域的広がりの確認調査の実施と栗原市の旧金成町以外の出荷自粛解除

平成24年7月20～30日

栗原市内全域と周辺市におけるブルーベリーを分析した結果、全て基準値以下であった。

平成24年7月30日

県は、栗原市に対して旧金成町を除き出荷自粛を解除した。

(ウ) 旧金成町の出荷自粛解除

平成25年7月1日

県は「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、栗原市旧金成町の基準値超過ほ場を除く全戸・全ほ場で出荷開始前検査を実施した結果、全て基準値以下であったことから、栗原市に対して旧金成町の出荷自粛を解除した。

なお、栗原市旧金成町の基準値超過ほ場については、以後、出荷は行っておらず、県が「農産物の放射性物質吸収抑制技術の確立(ブルーベリーにおける放射性物質吸収抑制に関する検討)」の実証ほ場として試験が行われた(詳細は第6章第3節「3放射性物質濃度の低減、除染対策等への取組」の(1)ア(ウ)に記載)。

2 畜産関係の対応状況

(1) 畜産物の出荷制限状況及び食肉処理場出荷牛の放射性物質検査の経緯等について

畜産物で出荷制限を受けたものは、平成28年3月現在で「牛」のみである。県では肉牛に係る管理計画を策定し、県産の肉牛については、全頭検査を行った上で出荷を行っている。

出荷制限の指示がなされた以降の出荷及び放射性物質検査の推移等は、以下のとおりである。

1	H23.7.28	・原子力災害対策本部長から、宮城県知事に「牛」の出荷制限指示がされる。
2	H23.8.19	・県が飼養管理指導を徹底した上で、「出荷・検査方針」を策定して検査体制を整え、解除申請を提出し、国から「出荷制限の一部解除指示」がされる。
3		・出荷制限解除申請前の立入検査結果から、「全戸検査農場」、「全頭検査農場」の検査区分をし、肥育牛飼養農家に通知。 ・全戸検査農場の2頭目以降も含め、全ての食肉処理場出荷牛の放射性物質検査を実施。
4	H23.8.24～	・全戸検査対象農場の肥育牛の県内と畜場での出荷・検査開始。
5	H23.8.31～	・全戸検査対象農場の肥育牛の横浜での出荷・検査開始。
6	H23.9.20～	・全頭検査対象農場の肥育牛の出荷・検査開始。 ・利用稲わらの濃度や給与量等に基づき、農場を3区分し開始した。全ての農場で出荷が可能となる。
7	H23.11.24～	・汚染稲わら未利用で購入粗飼料給与農家の廃用牛の出荷開始。
8	H24.3.6～	・肉用繁殖牛や乳用牛の廃用牛の生体検査を開始。
9	H24.4.10～	・全頭検査対象農家の牛の東京出荷を開始。
10	H24.9.27～	・月1回、生体検査を条件とした廃用牛の成畜市場再開。
11	H24.10.1～	・「出荷検査方針」の見直し。 基準値の改正 500Bq → 100Bq 全戸検査対象農家の3ヶ月特例（※）
12	H26.11.13～	・生体検査を条件とした廃用牛の成畜市場を月2回に増加。
13	H27.11.4～	・「出荷検査方針」の見直し。 ・全戸検査済み農家の有効期限の延長（3ヶ月→12ヶ月）。 ・3ヶ月特例（※）の期限が削除された。

※3ヶ月特例：放射性物質検査の結果に問題がなかった農場において、検査後3ヶ月間は検査済みとして、市場への出荷が認められるもの。

(2) 畜産物の検査状況

厚生労働省通知による「地方自治体検査計画」及び原子力安全対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、畜産物に関しては、「乳」及び「牛肉」について検査を実施した。

乳（原乳）については、平成23～26年度は1回／週、27年度以降は1回／2週の頻度で、県内5箇所の集乳施設からサンプリングを実施し、検査を実施した。

牛肉については、出荷制限の一部解除時に策定した「出荷・検査方針」に基づき、県内外の食肉市場に出荷される牛について、全頭検査を実施した。

また、牛は、繁殖等に用いられていたものが廃用牛として、食肉市場等に出荷される場合、牛肉から放射性セシウムの検出される可能性が高いことから、平成24年2月まで出荷を自粛した。その後、県畜産試験場と民間検査機関が共同で牛生体放射線量から牛肉中の放射性セシウム濃度を推定する方法を

開発し、出荷前に生体検査を実施し、一定濃度以下のもののみを出荷する体制を整備し、平成24年3月から廃用牛についての出荷を再開した。

ア 乳の検査結果

乳（原乳）検査数の推移については、下表のとおりである。

平成23年度（H23.3月実施分を含む。）以降、基準値を超過した事例は、1点もない状況であり、かつ平成24年7月以降の検査結果については、全て検出限界値以下（ND）となっている。

表 原乳の検査点数の推移

区分 年度	検査状況				検査箇所数
	検査点数	基準値超過 点数	1Bq/kg以下	検出限界値 以下	
H24	229	0	9	220	5
H25	255	0	0	255	5
H26	250	0	0	250	5
H27	125	0	0	125	5

※原乳検査施設：仙南・仙北クーラーステーション（みやぎの酪農協）
伊具・岩出山・佐沼集乳所（宮城県酪農協）

イ 牛肉の検査結果

検査頭数の推移については、下表のとおりである。

平成28年3月31日までに、県内と畜場で89,447頭、県外と畜場で48,204頭、計137,651頭の放射性物質検査を実施した。

平成23年9月に暫定規制値500Bq/kgを超過した牛が1頭、平成24年10月に新基準値100Bq/kgを超過した牛が1頭検出されたが、流通させず全て廃棄処分を実施した。

表 肥育牛の放射能検査頭数の推移

(単位：頭)

年度 食肉処理場	H23	H24	H25	H26	H27	総計 (H23～27計)
仙台食肉処理場	11,984	19,937	18,009	17,591	15,979	83,500
宮城県食肉流通公社	539	1,408	1,478	1,362	1,160	5,947
県内計	12,523	21,345	19,487	18,953	17,139	89,447
青森県(三戸)	190	108	444	415	379	1,536
青森県(上北郡)				55	26	81
岩手県			18	39	46	103
秋田県			12			12
山形県(山形)	248	1,219	1,189	1,162	1,270	5,088
東京都(芝浦)	3,321	8,413	7,416	7,618	6,667	33,435
神奈川県(横浜)	986	998	800	872	699	4,355
神奈川県(神奈川)	131	203	131	132	59	656
千葉県(千葉)	343	74	26	75	73	591
埼玉県(さいたま)	20					20
埼玉県(和光)		34		24		58
埼玉県(本庄)				12	40	52
茨城県(茨城)	14					14
茨城県(筑西)	57			6	4	67
群馬県(群馬)		209				209
新潟県(新潟市)		37	100	44	53	234
京都府(京都)				335	431	766
兵庫県(神戸)	83	11		3	0	97
兵庫県(西宮)	446	10	23	7	149	635
兵庫県(加古川)	6	41	37	25	14	123
香川県(高松)	24					24
香川県(坂出)	12	12				24
広島県(広島)		12				12
長崎県(佐世保)	4	8				12
県外計	5,885	11,389	10,196	10,824	9,910	48,204
合計	18,408	32,734	29,683	29,777	27,049	137,651

ウ 牛の生体検査の結果

検査頭数の推移については、次表のとおりである。

平成28年3月31日までに21,604頭検査し、検査に合格してと畜した21,229頭のうち、50Bq/kgを超過した牛は0頭であった。

なお、合否の基準は、100Bq/kgを超える恐れがないよう25Bq/kg相当とし運用しており、不合格となった375頭(1.7%)は、農家での飼育直しを実施後に再度検査した上で出荷した。

表 食肉市場等における牛生体検査頭数の推移 (単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	総計 (H23～27計)
区分						
検査頭数(実頭数) ①=②+④	199	5,270	5,979	5,426	4,730	21,604
現地検査	70	1,291	1,434	914	479	4,188
市場検査 ②	189	5,209	5,933	5,400	4,726	21,457
不合格頭数 ③(④+⑤)	22	108	123	94	28	375
現地不合格 ④	10	61	46	26	4	147
市場不合格 ⑤	12	47	77	68	24	228
と畜頭数	177	5,162	5,856	5,332	4,702	21,229
不合格割合 ③/①	11.1%	2.0%	2.1%	1.7%	0.6%	1.7%

- 注1) 現地検査で合格しても仙台市食肉市場で再度検査を実施
 2) 現地検査場所：JA栗こ畜産センター、南方集出荷場、みやぎ総合家畜市場
 3) 生体検査後の放射性物質検査で新基準値超過牛は0頭

表 成畜市場における牛生体検査頭数の推移 (単位：頭)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	総計 (H23～27計)
区分						
検査頭数 ①	0	211	559	641	673	2,467
不合格頭数 ②	—	40	28	12	8	88
上場頭数 ①-②	—	171	531	629	665	2,379
不合格割合 ②/①	—	19.0%	5.0%	1.9%	1.2%	3.6%

- 注1) 成畜(廃用牛)市場は、H24.9.27から再開
 2) 成畜市場上場牛は、当日に限りと畜場への出荷を可能としている

(3) 粗飼料等の検査状況

永年生牧草については、平成24年3月に県内ほぼ全域において利用の自粛を要請した。

牧草地の除染については、平成23年度に一部を実施し、平成24年3月の利用の自粛要請とあわせて、県内全ての永年生牧草地について、除染作業を進めることとした。

除染の終了した牧草地について、農林水産省通知による「飼料作物等の流通・利用の自粛及びその解除の取扱」に基づいて、検査を実施し、許容値以下であった場合について仮解除を行い、利用している。

仮解除は、検査年度にのみ利用解除とし、翌年度については、再度検査を実施して再度仮解除を行っている。

検査方法としては、平成25年度は、全て個別農家・個別ほ場毎検査(個別検査)を実施したが、平成26年度以降は、過去の検査結果を基に、個別検査と市町村等の単位で行うモニタリング調査を併用して実施した。

永年生牧草の検査点数の推移等については、次表のとおりである。

表 永年生牧草の放射性物質検査点数の推移

(単位：点)

年度	区分	許容値 (Bq/kg)	牧草検査点数(A)	超過点数(B)	超過割合 (B)/(A)	備考
H25	肉用牛	100	3,277	72	2.2%	
	酪農	50	2,168	153	7.1%	
	計		5,445	225	4.1%	
H26	肉用牛	100	1,024	17	1.7%	この他、肉用牛検査点数として、モニタリング検査345点を実施(超過事例なし)
	酪農	50	1,963	66	3.4%	
	計		2,987	83	2.8%	
H27	肉用牛	100	789	13	1.6%	この他、肉用牛検査点数として、モニタリング検査229点を実施(超過事例なし)
	酪農	50	955	20	2.1%	
	計		1,744	33	1.9%	

表 永年生牧草の放射性物質検査方法の推移

年度	区分	対象牧草地の利用畜種		モニタリング検査の範囲	備考
		肉用牛	酪農		
H25		個別検査	個別検査		
H26		個別検査・モニタリング検査併用	個別検査	旧市町村（昭和25年当時）	
H27		個別検査・モニタリング検査併用	個別検査・モニタリング検査併用	旧市町村（平成の合併以前）	

(4) 各種検査事業の実施状況

各種検査を実施するため、震災関連事業として以下の事業を実施した。

ア 肉用牛出荷円滑化推進事業（牛肉等）

(ア) 事業目的

安全で安心できる県産牛肉の出荷に寄与するため、県産牛肉の放射性物質検査体制を整備し、検査を実施した。

(イ) 事業内容

調査品目：牛肉、牛生体

a 牛肉の放射性物質検査

仙台市中央卸売市場食肉市場内に県が設置した検査施設で、業務委託により県産牛肉の放射性物質検査を実施した。県外市場出荷分については、各市場において業務委託により検査を実施した。

b 牛生体検査

廃用牛は、肥育牛に比較して牧草等の粗飼料を給与する期間が長いため、平成24年3月6日以降に出荷する廃用牛については、と畜前の生体検査を実施した。

イ 放射性物質影響調査事業（原乳・粗飼料）

(ア) 事業目的

牧草等粗飼料を介して畜産物に放射性物質汚染が広がることを未然に防ぐこと及び本県畜産物が放射性物質に汚染されていないことの確認が本県畜産物に対する風評被害防止となることから、牧草等粗飼料の放射性物質検査を実施するとともに、原乳における検査を実施し、本県畜産物の安全性を確認する。

(イ) 事業内容

調査品目：原乳、粗飼料

a 原乳

県内5か所の集乳施設の原乳について毎週検査を実施し、その結果を県HP等で公表した。

b 粗飼料

永年生牧草等について調査を実施し、畜産農家における利用の可否について判断した。

3 林産関係の対応状況

(1) 検査方針、経過等

原発事故に伴う放射性物質汚染の影響によって、林産物の一部には、食品基準値を超過する品目が確認されている。平成28年12月現在、県内では21市町村において、きのこ類5品目、山菜類6品目で出荷制限指示又は出荷自粛の措置が講じられている。このため、生産再開を早期に図るとともに、林産物の安全・安心を確保しながら風評被害対策を進めるために、林産物に対する検査体制を強化し、適切で効率的なモニタリングの実施を進めてきた。

(2) 検査方法

林産物の出荷・流通における安全安心を確保するため、県の検査計画に基づきNaIシンチレーションによる簡易（スクリーニング）検査及びゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施した。

(3) 結果の概要等

平成24～27年度の検査結果は、下表のとおりである。食品基準値を超過した品目については、いずれも出荷が制限されており、市場には流通していない。

表 平成24年度検査結果一覧 (単位：点) (平成25年3月31日現在)

分類	精密検査					スクリーニング検査					検査 件数 合計
	検査 点数	基準値100Bq/kg以下		基準値100Bq/kg超過		総検査 点数	50Bq/kg以下		50Bq/kg超過		
		点数	割合 (%)	点数	割合 (%)		点数	割合 (%)	点数	割合 (%)	
きのこ類(施設栽培)	64	64	100			51	49	96	2	4	115
主な品目 菌床しいたけ	28	28	100			11	11	100			39
菌床なめこ	7	7	100			4	4	100			11
きのこ類(原木・露地栽培)	47	23	49	24	51	100	56	58	44	42	147
主な品目 原木しいたけ	37	14	38	23	62	38	4	11	34	89	75
原木なめこ	4	3	75	1	25	12	9	75	3	25	16
きのこ類(野生)	3	1	33	2	67	4	3	75	1	25	7
山菜類(施設栽培)						10	9	90	1	10	10
山菜類(野生・露地栽培)	81	61	75	20	26	349	275	79	74	21	430
主な品目 たけのこ	22	18	82	4	18	87	66	76	21	24	109
計	195	149	76	46	24	514	392	76	122	24	709

表 平成 25 年度検査結果一覧

(単位：点) (平成 26 年 3 月 31 日現在)

分類	精密検査					スクリーニング検査									検査 件数 合計
	検査 点数	基準値100Bq/kg以下		基準値100Bq/kg超過		総検査 点数	実検査 点数	基準値100Bq/kg以下			基準値100Bq/kg超過				
		点数	割合 (%)	点数	割合 (%)			点数	割合 (%)	うち精密 検査	点数	割合 (%)	うち精密 検査		
きのこ類(施設栽培)10品目	66	66	100			30	30	30	100						96
主な品目 原木しいたけ	16	16	100			21	21	21	100						37
菌床しいたけ	20	20	100			8	8	8	100						28
菌床なめこ	12	12	100			1	1	1	100						13
きのこ類(原木・露地栽培)11品目	16	16	100			43	42	43	100	1					58
主な品目 原木しいたけ	14	14	100			1	1	1	100						15
原木まいたけ						12	12	12	100						12
きのこ類(野生)11品目	17	15	88	2		3	3	3	100						20
山菜類(施設栽培)4品目	5	5	100			3	3	3	100						8
山菜類(野生・露地栽培)30品目	235	208	89	27	11	152	142	147	97	5	5	3	5	377	
主な品目 たけのこ	186	172	92	14	8	28	26	28	100	2				212	
ふき	1	1	100			24	24	24	100					25	
くさそてつ(ごごみ)	21	16	76	5	24	4	3	3	75		1	25	1	24	
計 (65品目)	339	310	91	29	9	231	220	226	98	6	5	2	5	559	

表 平成 26 年度検査結果一覧

(単位：点) (平成 27 年 3 月 31 日現在)

分類	精密検査					スクリーニング検査									検査 件数 合計
	検査 点数	基準値100Bq/kg以下		基準値100Bq/kg超過		総検査 点数	実検査 点数	基準値100Bq/kg以下			基準値100Bq/kg超過				
		点数	割合 (%)	点数	割合 (%)			点数	割合 (%)	うち精密 検査	点数	割合 (%)	うち精密 検査		
きのこ類(施設栽培)11品目	81	81	100			16	16	16	100						97
主な品目 原木しいたけ	25	25	100			13	13	13	100						38
菌床しいたけ	28	28	100			1	1	1	100						29
菌床なめこ	10	10	100												10
きのこ類(原木・露地栽培)17品目	234	231	99	3	1	33	31	33	100	(2)				265	
主な品目 原木しいたけ	217	217	100			13	13	13	100					230	
きのこ類(野生)6品目	8	5	63	3	38									8	
主な品目 オオイチョウタケ	2	2	100											2	
うらべにほていしめじ	1			1	100									1	
こうたけ	1			1	100									1	
山菜類(施設栽培)6品目	10	10	100			6	6	6	100					16	
山菜類(野生・露地栽培)31品目	563	550	98	13	2	138	135	137	99	(2)	(1)	1	(1)	698	
主な品目 たけのこ	459	455	99	4	1	21	21	21	100					480	
くさそてつ(ごごみ)	80	77	96	3	4	9	9	9	100					89	
計 (48品目)	896	877	98	19	2	193	188	192	99	(4)	(1)	1	(1)	1,084	

表 平成 27 年度検査結果一覧

(単位：点) (平成 28 年 3 月 31 日現在)

分類	精密検査					スクリーニング検査									検査 件数 合計
	検査 点数	基準値100Bq/kg以下		基準値100Bq/kg超過		総検査 点数	実検査 点数	基準値100Bq/kg以下			基準値100Bq/kg超過				
		点数	割合 (%)	点数	割合 (%)			点数	割合 (%)	うち精密 検査	点数	割合 (%)	うち精密 検査		
きのこ類(施設栽培)7品目(5品目)	149	149	100			7	7	7	100					156	
主な品目 原木しいたけ	105	105	100			3	3	3	100					108	
菌床しいたけ	22	22	100			2	2	2	100					24	
菌床なめこ	4	4	100			2	2	2	100					6	
きのこ類(露地栽培)11品目(6品目)	546	546	100			14	14	14	100					560	
主な品目 ●原木しいたけ	513	513	100			2	2	2	100					515	
きのこ類(野生)2品目(1品目)	2	2	100			1	1	1	100					3	
山菜類(施設栽培)4品目(3品目)	7	7	100			1	1	1	100					8	
山菜類(野生・露地栽培)30品目(28品目)	551	510	93	41	7	163	156	161	99	(5)	(2)	1	(2)	707	
主な品目 ●たけのこ	292	281	96	11	4	61	58	61	100	(3)				350	
●くさそてつ(ごごみ)	65	55	85	10	15	6	6	6	100					71	
●こしあぶら	10	3	30	7	70	2	0	0	0		(2)	100	(2)	10	
●たらのめ	92	88	96	4	4	15	13	15	100	(2)				105	
※わらび	53	48	91	5	9	8	8	8	100					61	
計 64品目 (43品目)	1255	1214	97	41	3	186	179	189	99	(5)	(2)	1	(2)	1434	

注) 品目数の括弧内は実品目数である。注) ●の品目は出荷制限 ※の品目は出荷自粛

(4) 出荷制限等への対応

原木しいたけを始めとした多くの特用林産物の生産振興において、放射性物質による直接・間接の被害は大きな障害となっている。今後、多くの地域・品目で出荷制限が解除に至るよう、栽培工程管理に基づく生産指導やモニタリング検査の強化などを図るとともに、汚染の無い生産資材を安定供給できる体制づくりを進め、特用林産物の生産振興による山村地域の活力回復に向けた取組を実施した。

4 水産関係の対応状況

(1) 水産物の放射能検査の経緯について

平成 23 年 4 月	東北大学の協力のもと県内で水揚される水産物の放射能検査（精密検査）開始
平成 23 年 10 月	県内 5 魚市場（気仙沼、南三陸、女川、石巻、塩釜）に簡易放射能測定器設置
平成 24 年 1 月	県産業技術総合センターで検査精密検査開始
平成 24 年 3 月	「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立 同会議内で県内の水産物検査・管理体制を構築
平成 24 年 4 月	放射性セシウム新基準値（100Bq/kg）設定 水産庁による放射能検査事業開始（県、漁協等が検体提供）
平成 24 年 9 月	県水産技術総合センターで精密検査開始 以降、県で実施する水産物の精密検査は同センターで実施

第2節
農林水産物の放射性物質検査状況等

(2) 県内水産物の出荷規制等について

表 海面魚種における出荷制限等の状況 (平成 28 年 3 月末現在)
【出荷制限指示・自粛要請 経緯】（海 域） (上段：指示等年月日・下段：解除年月日)

魚種	水 揚 自 粛				出 荷 制 限 指 示	
	宮城県水産物放射能対策連絡会議 ※ [漁業団体、流通加工団体など23団体] (H24.3.23設立)		宮城県 (食品衛生法)		原子力対策本部	
	海域	年 月 日	海域	年 月 日	海域	年 月 日
スズキ	③、④	H24.3.30 H27.11.20	③、④	H24.4.10 H27.11.20	③、④、⑥	H24.4.12 H27.11.20
			①、②、⑤	H24.10.17 H27.11.20	①、②、⑤	H24.10.25 H27.11.20
クロダイ			③、④	③H24.6.19、④H24.6.28	③、④、⑥	H24.6.28
			①、②、⑤	H24.11.3	①、②、⑤	H24.11.6
ヒガシフグ	④、③	④H24.4.1、③H24.5.2 2014/2/18	④	H24.4.21 H26.2.18	③、④、⑥	H24.5.8 H26.2.18
			④、③ ①、②、⑤	④H24.4.24、③H24.5.29 ①、②、⑤H25.5.24 ④、③H25.4.1 ①、②、⑤H25.8.30	③、④、⑥ ①、②、⑤	③、④、⑥H24.5.30 ①、②、⑤H25.6.4 ③、④、⑥H25.4.1 ①、②、⑤H25.8.30
マダラ (1kg超)	①、②、③、 ④、⑤	⑤H24.4.1、①②H24.4.7、③④H24.4.18 H25.1.17	③、④	H24.4.27 H25.1.17	①、②、③、 ④、⑤、⑥	H24.5.2 H25.1.17
	マダラ (1kg未満)				①、②、③、 ④、⑤、⑥	H24.5.2 H24.8.30
イシガレイ			④	H25.1.23 H25.5.18		
アイナメ	④、③	④H24.5.18、③H24.11.30 ③H24.12.21、④H25.5.15				

表 内水面魚種における出荷制限等の状況 (平成28年3月末現在)
 【出荷制限指示・自粛要請 経緯】 (内水面) (上段：指示等年月日・下段：解除年月日)

魚種	採捕自粛		出荷制限指示	
	宮城県 (食品衛生法)		原子力対策本部	
	河川	年月日	河川	年月日
イワナ (天然)	大倉川 横川(大倉川支流)	H24.4.19	大倉川(支流含) (大倉ダム上流)	H24.5.14
	名取川・本砂金川 宍戸川(名取川支流)	H24.5.10	名取川(支流含) (秋保大滝上流)	H24.5.14
	三迫川(支流含) (栗駒ダム上流)	H24.5.17	三迫川(支流含) (栗駒ダム上流)	H24.5.24
	秋山沢川(支流含)	H24.5.17	松川(支流含) (濁川、澄川4号堰堤上流除)	H24.5.24
	二迫川 (荒砥沢ダム上流)	H24.5.24	二迫川(支流含) (荒砥沢ダム上流)	H24.5.28
	江合川 (鳴子ダム上流)	H24.5.24	江合川(支流含) (鳴子ダム上流)	H24.5.28
	一迫川 (花山ダム上流)	H24.6.21	一迫川(支流含) (花山ダム上流)	H24.6.22
	碁石川 (釜房ダム上流)	H24.6.20	碁石川(支流含) (釜房ダム上流)	H24.6.22
	広瀬川(支流含)	H24.11.30	広瀬川(支流含)	H24.12.6
	ヤマメ (天然)	阿武隈川(支流含) 一部解除後 白石川(支流含) (七ヶ宿ダム上流除) → (七ヶ宿ダム上流除)	H24.4.20 一部解除H27.9.30	阿武隈川(支流含) 一部解除後 白石川(支流含) (七ヶ宿ダム上流除) → (七ヶ宿ダム上流除)
ウグイ (天然)	阿武隈川(支流含)	H24.4.20	阿武隈川(支流含) (七ヶ宿ダム上流除)	H24.4.20
	大川(支流含)	H24.5.17 H26.8.25	大川(支流含)	H24.5.18 H26.8.25
	江合川(鳴子ダム下流)	H24.5.24	北上川(支流含)	H24.5.28
ウナギ (天然)	阿武隈川 (丸森町内の支流含)	H24.7.25 H27.7.9	阿武隈川 (丸森町内の支流含)	
アユ (天然)	阿武隈川 一部解除後 阿武隈川(支流含) (丸森町内の支流含) → (白幡堰堤上流除)	H24.8.22 一部解除H25.12.25	阿武隈川 一部解除後 阿武隈川(支流含) (丸森町内の支流含) → (白幡堰堤上流除)	H25.6.27 一部解除H25.12.25

(3) 検査・管理体制について

ア 放射性セシウム濃度が国の基準値(100Bq/kg)を超える水産物の市場への流通を防ぐため、次の取組を実施した。

(ア) 海域毎の定期的な検査

本県沖合海面を7つの海域に区分し(図 海域分布図)、本県主要水産物及び国の考え方に基つき50Bq/kgを超えた水産物等を対象として、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査を実施した。

(イ) 簡易検査の実施

ふるいわけ(スクリーニング)のため、県内主要魚市場に設置した簡易放射能測定機で水揚水産物の出荷前検査を実施した

(ウ) 精密検査の実施

県水産技術総合センター及び水産庁の委託事業(放射性物質影響調査推進事業)により県内で水揚げされた水産物について精密検査を実施した。

(エ) 水産庁指導に基づく生産水域名表示の徹底

(オ) 取組についての積極的なアピール

スクリーニング結果について、県及び市町村等のホームページで公表し、情報発信を実施した。

イ 放射能測定器の設置場所

(ア) ゲルマニウム半導体検出器

設置場所	設置台数
県水産技術総合センター(石巻市)	1台

第3節 各種対策等による支援状況

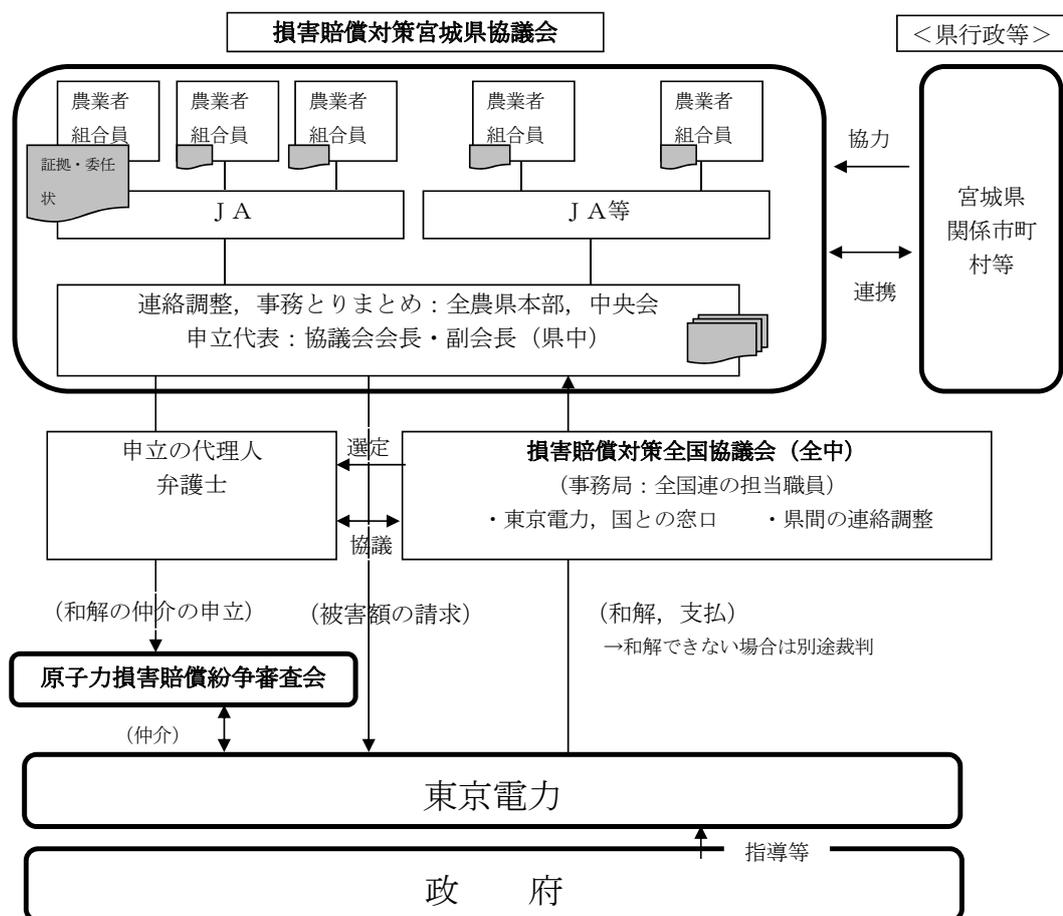
1 損害賠償に関する取組状況

(1) 農林畜産関係の損害賠償請求に向けた取組状況

ア J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会の対応

(ア) J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会の設置

農林畜産物の東京電力株式会社に対する損害賠償請求については、県単位で一括して行うよう、請求窓口となるJ Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会が平成23年6月13日に宮城県農業協同組合中央会に設置された。



資料出典：損害賠償対策宮城県協議会設立総会資料（J A県中央会）

図 農林畜産物の損害賠償の仕組み

(イ) J Aグループ損害賠償対策宮城県協議会での損害賠償請求額及び受理額の状況

被害額の請求は、農業者等の営農・生活の継続を維持するため、月単位で請求しており、平成23年8月から累計55回、320億円余りの請求を行い、平成28年3月31日までに約303億円(94.6%)の賠償金を受領している。請求種別及び受領額については、下表のとおりである（J A損害賠償宮城県協議会総会資料により作成）。

表 原発事故損害賠償請求額及び受理額の状況 (平成28年3月末現在)

請求種別	請求額 (百万円)	受領額 (百万円)	請求対比 受領額 (%)
出荷停止に伴う肉牛の損害	14,439	13,729	95.1
廃用肥育牛の価格下落等の損害	171	127	74.3
廃用牛の価格下落等の損害	4,134	4,128	99.9
子牛の価格下落等の損害	214	214	100.0
牧草の利用自粛等に係る損害	5,889	5,505	93.5
牧草地の除染に係る損害	5,690	5,278	92.8
稲わら等給与自粛等に係る損害	154	153	99.4
原木しいたけの出荷停止等に伴う損害	1,100	1,001	91.0
米の放射性物質検査費用	11	11	100.0
米穀の流通保管対策に係る損害	13	0	0.0
放射性物質吸収抑制対策に係る損害	122	86	70.5
たけのこの出荷停止等に係る損害	2	2	100.0
柿の除染等に係る損害	6	4	66.7
林産物の出荷停止等に伴う損害	44	28	63.6
育苗の培土管理に係る損害	14	14	100.0
野菜・園芸作物に係る損害	5	0	0.0
合計	32,008	30,280	94.6

(ウ) 賠償請求に対する対応状況

(平成24年度)

- 第19次(平成25年3月29日)までの請求額238億87百万円に対し、151億68百万円(63.5%)の支払いであった。
- 牧草除染経費については、年度内支払いに向けて取り組んできたが、単価の合意に時間が掛かり、証憑書類の確認に時間を要したため、仮払いとなった。

(平成25年度)

- 第31次(平成26年3月31日)までの請求額308億56百万円に対し、230億21百万円(74.6%)の支払いであった。
- 稲わら等給与自粛に係る損害については、仮支払いの状態であったが、第31次請求から本支払いが開始となった。請求額1億54百万円に対し、85百万円(55.6%)の支払いであった。

(平成26年度)

- 平成26年8月27日宮城県知事が東京電力の社長に対して、円滑な賠償支払いについて直接要請し、支払率向上に向けた取組が加速した。
- 第43次(平成27年3月31日)までの請求額312億59百万円に対し、289億1百万円(92.5%)の支払いであった。

(平成27年度)

- 第55次(平成28年3月31日)までの請求額323億7百万円に対して、302億79百万円(94.6%)の支払いであった。

(2) 林産関係（J A非加入者、森林組合系統）

ア 森林組合系統

県内各森林組合におけるしいたけ及びしいたけ原木等に係る逸失利益の損害賠償並びに宮城県森林組合連合会が事業主体となり各森林組合が実施した「汚染ほだ木等撤去集積事業」の実施経費、「特用林産施設等体制整備事業」の県外原木購入に係る掛かり増し経費の請求について、県森林組合連合会の取りまとめなどにより、東京電力への請求手続を進めてきた。

表 森林組合系統における損害賠償支払率 (H28.10月現在)

請求内容	支払率
しいたけ生産に係る逸失利益・検査費用	91.4%
汚染ほだ木等撤去集積事業	100%
原木販売に係る逸失利益・掛かり増し費用	83.2%
その他（チップ、薪、炭等）逸失利益	31.7%
計	91.9%



写真 汚染ほだ木撤去集積事業で集積したほだ木

イ J A非加入者

原木しいたけ等の賠償請求において、生産者がJ Aへの非加入により団体請求を行えない場合及びJ Aによる団体請求の対象外となる損害賠償請求の事案については、生産者の状況及び損害賠償の内容等を県が生産者から確認し、生産者と東京電力との協議の場を設定するなど支援するとともに、県と東京電力の協議において賠償金の支払いに向けた対応を検討してきた。

山菜やきのこの個人生産・出荷者に対しては、平成25年度に県主催の損害賠償説明会等を開催し、請求に係る手続きや証憑の準備等について説明し、円滑な賠償金の支払いを支援した。

表 平成25年度の損害賠償説明会の開催状況

(H25.6.28現在)

事務所	開催月日	開催場所	参加人数				個別相談	備考
			対象者	市町村	県			
大河原	6月26日(水)	丸森町 まちづくりセンター	22	14	4	4	3	たけのこ栽培者
仙台	5月28日(火)	仙台合同庁舎	13	10		3	6	
北部	5月21日(火)	大崎合同庁舎	42	31	5	6	7	
北部栗原								東電主催で別途開催
東部	5月30日(木)	石巻地区森林組合	13	9		4	0	個別相談は別途開催
東部登米								巡回個別指導等で周知済み
気仙沼	6月5日(水)	本吉町公民館	14	8	2	4	4	
計			104	72	11	21	20	

しかし、逸失利益・風評被害ともに損害賠償の対象になっているものの、生産者の零細性や相対販売のため東京電力が求める販売実績の証憑を整えることが困難な事例が多く、必要な賠償を得られていないケースもある。

(3) 水産関係の対応状況

ア 宮城県漁業協同組合（JF みやぎ）等水産関係団体は、操業自粛、風評被害等による逸失利益に対する補償として、東京電力に対し損害賠償請求を求めている。

表 水産関係団体及び個人事業主の損害賠償請求

請求区分	請求団体	請求区分	請求者業種
団体請求	宮城県漁業協同組合	水産系法人 個人事業主	水産加工
	魚市場（3市場）		市場
	漁業協同組合（4単協）		内水面
遊漁船			

イ 賠償請求に対する補償については、東京電力が内容を確認し、確定したものから順次補償されている。

2 風評被害への対策等

(1) 対応経過等

原発事故に伴い、国内外の広範囲にわたり、本県農林水産物の風評が広がった。平成24年4月に「食品中の放射性物質の新たな基準」が施行されてから、特に林産物や水産物等の風評が払拭されず、顕著な改善は見られていない。

原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針（平成23年8月5日）」において、出荷制限指示等に伴う営業損害の他、本県では牛肉・牛肉加工品等のみが、風評被害が対象とされていた。このような中、県等では農林水産物に対する風評被害の実態等を踏まえ、国等へ要望活動を行った。

平成25年1月30日に原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針第三次追補」が示され、本県における農林水産物、飼料、薪・木炭、堆肥、農林水産物を主な原料とする加工品等への風評被害が、新たに損害賠償の対象に加えられた。

県では、損害賠償請求に関する説明会や相談会等を開催するとともに、JAグループ等の農林水産関連団体による賠償請求の取組を支援した。

（農林水産物の信頼・販路回復に向けた取組については、第5章9「風評への対応」に掲載した。）

(2) 損害賠償請求研修会及び個別相談会の開催

宮城県原子力安全対策課では、平成25年から事業関係者のほか一般県民も対象として損害賠償請求研修会及び個別相談会を開催してきた。参加希望者には、農林水産業者も含まれることから、農林水産部では農林水産業者等への周知や当日の対応など開催支援を行った。

開催に当たっては、原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADRセンター）の協力を得て、原発事故に係る損害賠償の概要や和解仲介の申立について説明等を実施した。

さらには仙台弁護士会と連携した個別無料相談会によって、相談者それぞれの状況に応じた助言等が弁護士から行われた。

原発事故後、年数の経過とともに参加人数は減少傾向にあるが、県政だよりやラジオ等による周知活動により、新たな参加希望者があり、県主催の研修会及び個別相談会は、平成28年度以降においても継続して実施している。



写真 弁護士による個別相談会
(H27年度大崎会場)

表 損害賠償請求研修会及び個別相談会の開催状況（平成25～27年度実績）

年度	内容	主な対象者	回数	参加人数	個別相談
25	説明会等	農産物直売所、個人（有機農業、林産物、水産等）、水産加工業、食品製造業、小売業、肥・飼料製造業等	37回	911人	155件
	損害賠償請求研修会及び個別相談会等	県内の個人、法人、自治体担当者等	7回	201人	65件
26	説明会、損害賠償請求研修会及び個別相談会等	県内の個人、法人、自治体担当者等	7回	123人	40件
27	説明会、損害賠償請求研修会及び個別相談会等	県内の個人、法人、個人事業者等	10回	45人	18件
計			61回	1,280人	278件

3 放射性物質濃度の低減、除染対策等への取組

(1) 農地土壌の放射性物質濃度低減対策

ア 農地土壌の放射性物質分布状況調査

(ア) 放射性物質定点調査

農地土壌に降下した放射性物質は、今後も長期にわたって土壌中に残留し、農業生産に影響を及ぼすことが懸念されることから、農地土壌中の放射性物質定点調査（27～28地点）を実施した。

実施体制は、宮城県農産園芸環境課が進行管理、農業・園芸総合研究所及び古川農業試験場が助言、農業改良普及センターが試料採取・調製及び発送を行った。放射性物質の分析については、農林水産省消費・安全局農産安全管理課が実施した。

農地土壌中放射性物質の分析結果は、本県で生産される農産物の放射性物質濃度低減のための栽培技術指導に活用した。

(イ) 交換性放射性セシウムの濃度分布調査（農作物放射能対策事業）

農地土壌に降下した放射性物質のほとんどは放射性セシウムであり、農作物における放射性セシウムの吸収抑制対策として、同族元素のカリウムの施用が中心に行われている。

カリウム施用の実施に当たっては、植物に吸収されやすい形態の放射性セシウム（交換性放射性セシウム）の濃度を把握することにより、その必要度合が的確に判断できることとなる。

本事業では、カリウム施用対策が必要とされる地域を絞り込むため、県内の放射性セシウム（交換性放射性セシウム）の濃度分布を調査した。

実施体制は、宮城県農産園芸環境課が進行管理、農業改良普及センターが試料採取・調製及び発送を行い、農業・園芸総合研究所及び古川農業試験場が分析を実施した。

交換性放射性セシウムの分析結果は、本県で生産される農産物の放射性物質濃度低減のための栽培技術指導に活用した。

(ウ) 果樹栽培における放射性物質吸収抑制に関する試験

ブルーベリー、かきなど県内の果樹生産において、放射性物質吸収抑制対策が効果的に実施できるよう技術的検討を行った。

a 「ブルーベリーにおける放射性物質吸収抑制に関する検討」（平成26～27年度）

根域の浅いブルーベリーでは、表土を除去しない条件下において、強度のせん定（台刈り）だけでは果実中放射性セシウム濃度の低減効果が判然としなかったが、早期にカリウムを

施用することにより、果実中放射性セシウム濃度の低減に一定の効果が確認できた。

b 「吸収抑制技術の確立（かき及びユズ）」（平成26年度）

かき、ユズそれぞれについて、重複枝のせん除及び側枝のせん除を実施（栽培管理は農家慣行）したところ、いずれも果実中放射性セシウム濃度は十分低く抑えられることが確認できた。

（第2章3（1）イ（キ）「県内農耕地における放射性物質の動態把握と農作物への吸収抑制対策の確立」に関連試験等を掲載）

イ 放射性物質検査機器の整備支援

農産物等の放射性物質調査を実施する農業協同組合に対して、検査機器を購入・改修する費用や検査消耗品の購入費用を補助した。

表 農業協同組合への補助金内訳 （単位：千円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
みやぎ仙南農業協同組合	16,000	—	—
古川農業協同組合	137	82	82
加美よつば農業協同組合	3,100	382	382
いわでやま農業協同組合	137	82	82
みどりの農業協同組合	137	82	82
栗っこ農業協同組合	3,400	263	263
みやぎ登米農業協同組合	—	245	242
合計	22,911	1,136	1,133

ウ 放射性物質の吸収抑制対策支援

放射性物質の農産物への影響に対する不安が広がり、本県産農産物への買い控えや価格の下落等を引き起こしていたことから、土壌中に蓄積した放射性物質の農産物への移行の低減を目的として、農業者等が実施する放射性物質の吸収を抑制する資材の購入費を支援した。

表 放射性物質の吸収抑制対策を実施した作物名別面積 （単位：ha）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
水 稲	37,764 (19)	21,208 (18)	20,594 (16)	18,148 (14)
大 豆	4,971 (6)	5,931 (15)	5,979 (14)	5,983 (11)
そ ば	—	204 (8)	138 (8)	116 (5)
合計	42,735	27,343	26,711	24,247

※（ ）内は、実施市町数

東日本大震災農業生産対策交付金、震災復興特別交付税、県・各市町・農業協同組合単独事業により実施

エ 対策の効果等

放射性物質の吸収抑制対策等の取組により、平成25年以降、県内産の穀類・野菜類・果実類などの栽培作物においては、基準値を超過する放射性物質は検出されていない。

(2) 牧草地における放射性物質吸収抑制対策と安全性確保対策

ア 草地除染支援

放射性物質に汚染された牧草地の除染を推進するため、平成24年6月に「宮城県牧草地除染の取組方針」を定め、反転耕等の放射性物質吸収抑制（除染）を支援した。

また、課題を共有し、除染を効率的に推進するため、「永年生牧草地の除染対策について（取組指針）」を定めた。

生産者が自ら除染を行うことが困難な場合には、国庫補助事業（東日本大震災農業生産対策交付金（以下「東日本交付金」という。））を活用し、（公社）みやぎ農業振興公社へ委託し、草地除染を進めた。また、草地除染に必要な種子や肥料等の資材費について、生産者の支払いをJA等が猶予している期間、JA等へ資材費相当分の運転資金の貸し付けを行った。

表 草地除染面積の推移及び運転資金貸付実績

項目		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
草地除染面積	除染面積 (ha)	6,984	778	478	210
	累計面積 (ha)	7,922	8,700	9,178	9,388
	進捗率%	82.9	91.0	96.0	98.2
運転資金貸付実績 (千円)		1,191,740	0	67,550	68,600
東日本交付金事業費 (千円)		133,864	57,987	235,045	226,460
東日本交付金活用による除染面積 (ha)		455	54	210	157

※進捗率は、除染対象面積9,560haに対する進捗率

表 土壌改良目標値（放射性物質吸収抑制対策として草地更新を行う場合）

項目	目標値
○主に除染効果に関するもの	
完熟牛ふん堆肥 (t/10a)	2～4
交換性カウム (K ₂ O) (mg/100g)	40
乾土 (pH)	5.5～6.5
○主に栄養成分に関するもの	
有効態リン酸 mg/100g 乾土	20～50
石灰 (CaO) mg/100g 乾土	200～300
CEC meq/100g 乾土	20～30

※永年生牧草地の除染対策について（取組指針）より抜粋



写真 反転耕による除染作業



写真 除染後の牧草地

イ 再除染の指導

除染を行った牧草地から生産された牧草を検査した結果、基準値を上回るセシウムが検出された場合に、その要因を県が中心となって分析し、対応策を踏まえて再除染の指導を行った。

再除染に向けた指導を強化するため、平成25年5月に「宮城県牧草地再除染対策チーム」を設置し、円滑かつ効率的な牧草地の再除染に取り組んできた。平成27年の牧草の放射性物質検査では、検査点数1,744のうち、超過数は33（1.9%）にまで減少している。

表 牧草の検査結果と超過点数

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
再除染面積 (ha)	119	163	135	21
再除染対策チーム 会議開催状況	—	4回 (6・8・11・2月)	2回 (6・3月)	1回 (3月)

※許容値：乳用牛50Bq/kg、肉用牛100Bq/kg



写真 再除染に向けた除染対策チームによる牧草採取、土壌採取反転耕による除染作業

ウ 牧草の検査

除染後に生産された牧草の安全性を確認するため、放射性物質検査を実施した。

放射性物質の検査は、家畜保健衛生所・地方振興事務所（地域事務所）畜産振興部に設置されたNaIシンチレーションスペクトロメータ（肉用牛農家分を測定）と外部委託によるゲルマニウム半導体検出器（酪農家分を測定）により測定した。

表 牧草の検査結果と超過点数

項目	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
検査点数 A	—	5,445	2,987	1,744
超過数 B	—	225	83	33
超過割合 (%) B/A	—	4.1	2.8	1.9

※許容値：乳用牛50Bq/kg、肉用牛100Bq/kg

(3) 畜産系汚染廃棄物の処理と保管

原発事故により、基準を超える放射性セシウムが検出された稲わら、牧草、堆肥等の畜産系汚染廃棄物が発生した。

汚染廃棄物は、「放射性物質汚染対処特措法」により、8,000Bq/kgを超えた物は「指定廃棄物」として国が、8,000 Bq/kg以下の物は「一般廃棄物」として市町村が処理するものとされている。また、一般廃棄物のうち400 Bq/kg以下のものについては、肥料・土壌改良資材等として、堆肥化による還

元施用・すき込み等ができることとなっている（農林水産省通知 H24.3.23 改正「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」）。

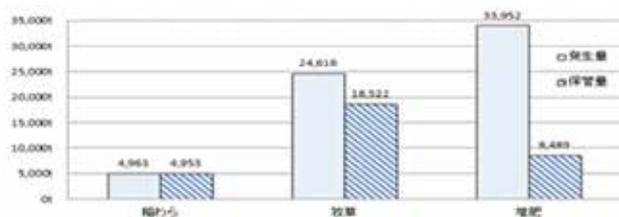
しかし、指定廃棄物の処理については、最終処分場設置の見通しが立たず、進展が見られていない。指定廃棄物に該当する、又は指定廃棄物相当とされている（未指定廃棄物）稲わらの多くは、平成 23 年から平成 24 年度にかけて「稲わら一時保管庫」を 93 棟を設置し、保管している。

稲わら一時保管庫は、県や市町村が定期的な保管施設周辺の線量測定や保管施設の保守管理（点検・補修）を行い、安全性の確保に努めている。また、稲わら一時保管庫での保管は、設置当初、2 年と住民に説明してきていたが、保管期間延長のための説明会を一部の市町で行った。

一般廃棄物の処理については、仙台市、利府町で焼却処理が行われたが、それ以外の市町では、処理が進んでいないことから、未だに多くの汚染廃棄物が自治体及び農家に保管されている。

表 稲わら一時保管庫設置状況 (単位：棟数)

年度 \ 区分	大河原	大崎	栗原	登米	石巻	合計
平成 23 年度	3	23	3	30	5	64
平成 24 年度	1	9	10	9	0	29
計	4	32	13	39	5	93



※保管量（推定量）は、平成27年11月環境省調査より

図 県内の畜産系汚染廃棄物の発生量と保管量



写真 シートによる汚染牧草の被覆



写真 稲わらの一時保管庫

(4) 林産関係

ア 森林除染実証事業

(ア) 被害の概要・課題・取組の方向

県内の森林の放射能汚染状況は、県内全域に及んでいるため、放射性物質汚染対策特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域に指定された 8 市町のほか、県全域において実証事業を通じて森

林除染の知見を集積する。

(イ) 取組の概要（平成24年度～、実績は平成28年10月現在）

国事業名：森林における除染等実証事業

事業主体：宮城県

補助率：10／10

a 森林の状況調査【33市町村、空間線量率調査309箇所、落葉層・土壌調査65箇所】

放射性物質は、自然減衰のほか、風雨等の作用による移動もあるため、県内全域の森林において、空間線量率（5kmメッシュ毎）、落葉・土壌の放射性物質濃度（10kmメッシュ毎）を継続して調査し、生活環境等の除染や、特用林産物の出荷制限解除等の放射能汚染対策の基礎資料とした。

b ほだ場の状況調査【19市町村、104箇所】

県内で出荷制限指示を受けている原木露地栽培のしいたけ出荷制限解除に向けて、各ほだ場の汚染状況をより正確に把握するため、しいたけ生産者から同意が得られたほだ場の空間線量率と土壌・落葉層の放射性セシウム濃度を測定した。

c 竹林の除染効果調査【3市町、6箇所】

平成25年度以降「竹林」において除染作業を実施した箇所の追跡調査をし、空間線量率・土壌の測定を行った。

d 森林の除染効果調査【1町、6箇所】

平成24年度に丸森町の県有林内において除染作業を実施した箇所の追跡調査をし、空間線量率・土壌の測定を行った。

e ほだ場の除染効果調査【11市町、32箇所】

平成24年度以降「ほだ場」において除染作業を実施した箇所の追跡調査をし、空間線量率・土壌の測定を行った。



写真 森林除染実証事業により
除染作業を行った竹林内



写真 森林除染実証事業により
除染作業を行った森林内

(ウ) 今後の展望

今後は、森林除染の知見の集積に加えて、特用林産物の出荷制限の解除に向けたほだ場などの除染と効果検証にも取り組む。これにより、生活環境周辺の森林やほだ場などの除染が適切に行われるよう除染ガイドラインへの反映等を図る。

イ 林業技術総合センターによる基礎調査等

林業技術総合センターにおいては、震災以降、「震災からの復興を側面から支援する技術開発」を主要目標に据え、特に特用林産や木材に係る研究については、放射性物質の影響解明や制御技術の開発に係る内容を盛り込んだ構成としている。

(ア) 被災農山村の生産基盤復興に向けたキノコ等林地生産実証試験とスギ林生産基質・生産物への

放射性物質移行状況に関する基礎調査（H24～H28）

a 試験概要

県内3箇所における放射性セシウムの動態調査と併せ、放射能汚染を回避するための園芸用プランターを用いたオオイチョウタケの簡易施設栽培を実施した。

(イ) 原木しいたけ生産再開に向けた生産実証試験と原木林及びほだ場の汚染状況・生産物への放射性物質移行に関する基礎調査（H25～H29）

a 試験概要

県内20箇所の原木林の汚染状況調査並びに露地及び人工ほだ場を活用した栽培試験を行い、汚染状況の把握を行う。

(ウ) 放射性物質対策を講じた安全で高品質なきのこの生産技術の開発及び県産きのこの母菌維持管理・劣化対策に関する研究（H26～H30）

a 試験概要

菌床きこの栽培において、海藻類や鉱物を添加することで、増収性や放射性物質の移行低減、品質向上等の効果があるのかを明らかにする。

(エ) 木材への放射性物質の影響に関する調査（H25～H27）

a 試験概要

県内6箇所において、空間放射線量、土壌及び立木の放射性セシウム濃度の測定を行い、放射性物質の蓄積状況や汚染度合の実態を明らかにした。



写真 プランターにより簡易栽培したオオイチョウタケ（上記ア関係）



写真 ゼオライトの添加菌床から発生した子実体（上記ウ関係）

4 被災者に対する金融支援

東日本大震災の地震・津波等による被災者に対しては、東日本大震災農林業災害対策資金利子助成事業を実施し、被災した農林業者の経営再建に必要な資金を融資した金融機関に対して市町村が利子補給した場合に、当該市町村に対し利子助成^{※1}を行ったところである。

県では、東日本大震災東京電力福島第一原子力発電所の事故により出荷制限等を受けたことに伴う減収や費用負担が生じた農林業者も当該資金の対象とすることとし、賠償金が支払われるまでの間に必要な当面の運転資金を利子助成の対象に追加^{※2}することにより被災農林業者へ低利資金を融通^{※3}し、農林業者の営農意欲の増進と経営再建の支援を行った。

※1 東日本大震災農林業災害対策資金利子助成事業による措置：
基準金利を2.75%とし、市町村が行う利子補給に対し、県が1.0%を利子助成。

市町村農林業災害対策資金特別利子助成事業による措置：
県による利子助成をさらに上乘せし、1.25%を助成。

※2 利子助成先（実績）：県内7市町（白石市、角田市、川崎町、大崎市、色麻町、加美町、栗原市）

※3 融資実績（出荷制限による減収等に係る運転資金）：
平成23年度：17件 106,430千円、平成24年度：3件 15,800千円

